

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成24年2月20日(月)

社会・援護局障害保健福祉部
企画課／
企画課監査指導室

目 次

【企 画 課】

1	障害者施策の検討状況について	2
2	平成24年度税制改正について	12
3	扶養控除の一部廃止に伴う政令改正等について	14
4	不服審査会について	21
5	障害者自立支援給付支払システムについて	23
6	第3期障害福祉計画について	28
7	特別児童扶養手当等について	43
8	特別障害給付金制度の周知について	45
9	平成24年度障害者総合福祉推進事業について	46

【企画課監査指導室】

1	障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備について	48
2	平成24年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について	64
3	平成24年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について	67

企 画 課

1 障害者施策の検討状況について

障害者制度改革については、平成23年8月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会の提言が、様々な意見が数多く出される中取りまとめられた。提言の内容は、障害当事者の方々の思いが込められたものであり、段階的・計画的に実現を目指していくものと受け止めている。

法案については、昨年10月から民主党厚生労働部門障がい者WT(ワーキングチーム)で議論がなされてきており、2月17日には、WTに示した厚生労働省案に対する意見が取りまとめられた。

障害者自立支援法によりサービスの利用者の増加に伴い予算は着実に増え、サービス基盤の整備も進んでいるが、今回の法案により、障害者の定義に難病の方々を含めるほか、ケアホームをグループホームへ統合、さらには障害者基本法の改正を踏まえ目的・理念や法律の名称を見直すなど、見直すべきところは見直していくこととしている。

厚生労働省としては、障がい者WTの意見なども踏まえながら、今国会への法案提出に向けて、検討作業を進めていくこととしている。

障害者制度改革の状況

民主党マニフェスト2009（抄）



26. 「障害者自立支援法」を廃止して、障がい者福祉制度を抜本的に見直す

【政策目的】

- 障がい者等が当たり前地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会をつくる。

【具体策】

- 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定する。
- わが国の障がい者施策を総合的かつ集中的に改革し、「国連障害者権利条約」の批准に必要な国内法の整備を行うために、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置する。

【所要額】

400 億円程度

障害者制度改革の推進体制

【障がい者制度改革推進本部】 (平成21年12月8日～)

内閣総理大臣を本部長としすべての
国務大臣で構成

【障がい者制度改革推進会議】 (平成21年12月15日～)

障害者、障害者の福祉に関する事業に
従事する者、学識経験者等

【総合福祉部会】 (平成22年4月12日～)

- ・障害者総合福祉法（仮称）についての議論の場
- ・部会構成は障害当事者55名
- ・平成23年8月に、障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言取りまとめ

【差別禁止部会】 (平成22年11月1日～)

- ・障害者差別禁止法（仮称）についての議論の場

関連法案の検討状況

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(平成22年6月29日閣議決定)のポイント

◎障害者基本法の改正

「平成23年常会への法案提出を目指す」

→平成23年7月『障害者基本法の一部を改正する法律』成立(同年8月公布)

◎「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

「平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す」

◎障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定

「平成25年常会への法案提出を目指す」

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(概要)

障害者総合福祉法の 6つのポイント

1. 障害のない市民との平等と公平
2. 谷間や空白の解消
3. 格差の是正
4. 放置できない社会問題の解決
5. 本人のニーズにあった支援サービス
6. 安定した予算の確保

I. 障害者総合福祉法の骨格提言

1. 法の理念・目的・範囲

- ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
- ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
- ・地域で自立した生活を営む権利。

2. 障害(者)の範囲

- ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
- ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3. 選択と決定(支給決定)

- ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
- ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
- ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
- ・合議機関の設置と不服申立。

4. 支援(サービス)体系

- ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
- ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

5. 地域移行

- ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
- ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
- ・ピアサポーターの活用。

6. 地域生活の基盤整備

- ・計画的な推進のため地域基盤整備10か年戦略策定の法定化。
- ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
- ・地域生活支援協議会の設置。

II. 障害者総合福祉法の 制定と実施への道程

1. 障害者自立支援法の事業体系への移行問題

- ・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2. 障害者総合福祉法の制定及び実施までに 行うべき課題

- ・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
- ・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3. 障害者総合福祉法の円滑な実施

- ・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4. 財政のあり方

- ・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
- ・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
- ・財政の地域間格差の是正を図る。
- ・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
- ・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
- ・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
- ・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

7. 利用者負担

- ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
- ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8. 相談支援

- ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
- ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
- ・複合的な相談支援体制の整備。

9. 権利擁護

- ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
- ・オンブズパーソン制度の創設。
- ・虐待の防止と早期発見。

10. 報酬と人材確保

- ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
- ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

III. 関連する他の法律や分野との関係

1. 医療

- ・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
- ・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2. 障害児

- ・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
- ・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3. 労働と雇用

- ・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
- ・労働と福祉の一体的展開。

民主党障がい者WTの検討状況

10/27	第1回民主党厚生労働部門障がい者WT(座長:中根康浩議員) ・議題:障害者自立支援法に係る経緯について厚生労働省からヒアリング
11/2	第2回障がい者WT ・議題:「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」について地方3団体からヒアリング
11/8	第3回障がい者WT ・議題:障害保健福祉施策等について厚生労働省からヒアリング ①予算、新体系移行について ②難病患者等居宅生活支援事業、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業について
11/15	第4回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング①(身体障害①)
11/18	第5回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング②(身体障害②)
11/22	第6回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング③(知的障害・発達障害・重心等①)
11/29	第7回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング④(知的障害・発達障害・重心②)
12/1	第8回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング⑤(難病・就労)
12/6	第9回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に盛り込むべき事項について団体ヒアリング⑥(精神障害)
12/8	第10回障がい者WT ・議題:①障害保健福祉に係る財政規模の国際比較等について国立社会保障・人口問題研究所からヒアリング ②障害福祉サービス等報酬改定について厚労省からヒアリング
12/14	民主党厚生労働部門障がい者WT・難病小委員会合同会議 ・議題:「制度の谷間(難病の取り扱い)」について討議

12/21	第12回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議②「支給決定のあり方について(第2回)」
12/22	第13回障がい者WT ・議題:総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議③「地域移行促進策について」
12/27	第14回障がい者WT ・議題:①平成24年度予算について厚生労働省からヒアリング ②総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議④「地域移行促進策について(第2回)」
24/1/18	第15回障がい者WT ・議題:①総合福祉法(仮称)に係る主要論点について議員間討議⑤「支援(サービス)体系について」 ②障害福祉サービス等報酬改定について
1/25	第16回障がい者WT ・議題:新法に向けた「骨格提言」の主なポイントをめぐる議員間討議
1/31	第17回障がい者WT ・議題:新法に向けた「骨格提言」の主なポイントをめぐる議員間討議②
2/1	第18回障がい者WT ・議題:新法に向けた「骨格提言」の主なポイントをめぐる議員間討議③
2/7	第19回障がい者WT ・議題:新法骨子(厚生労働省案)について議員間討議
2/10	第20回障がい者WT ・議題:新法骨子(厚生労働省案)について議員間討議②
2/14	第21回障がい者WT ・議題:新法骨子(厚生労働省案)についてヒアリング・議員間討議③
2/16	第22回障がい者WT ・議題:WTとりまとめ案について議員間討議①
2/17	第23回障がい者WT ・議題:WTとりまとめ案について議員間討議②

厚生労働省案

平成24年2月7日配布 於：民主党厚生労働部門障がい者WT

1. 理念・目的・名称

(1) 理念・目的

障害者基本法の改正を踏まえ、法に基づく日常生活、社会生活の支援が、可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するものとなるように、法律の理念を新たに掲げる。また、これに伴い目的規定を改める。

(2) 法律の名称

障害者自立支援法の名称そのものを見直す。

2. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者基本法の改正を踏まえ、法の対象となる障害者の範囲に治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病(難病など)であって政令で定めるものによる一定の障害がある者を加える。(児童福祉法においても同様の改正を行う。)

3. 障害程度区分の見直し

法の施行後5年を目途に、障害程度区分の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。

4. 障害者に対する支援(サービス)の充実

(1) 共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化

地域移行に向けた地域生活の基盤となる住まいの場について、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護(ケアホーム)を共同生活援助(グループホーム)に統合する。

(2) 就労支援の在り方を見直し

法の施行後5年を目途に、就労支援の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずることとする規定を設ける。

(3) 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業として、地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発や、ボランティア活動を支援する事業を追加する。

(4) 総合的な相談支援体系の整備

サービス等利用計画案の作成や地域移行支援、地域定着支援を行う相談支援事業者への専門的な支援などを担い、地域における相談の中核となる基幹相談支援センターは、その事業を効果的に実施するため、地域の事業者、民生委員などの関係者との連携に努めることとする。

5. 地域生活の基盤の計画的整備

(1) 障害福祉計画の見直し

市町村は、障害者の数などの客観的な指標に限らず、地域の潜在的なニーズを把握した上で障害福祉計画を定めるよう努めることとする。

(2) 自立支援協議会の設置促進

地域の課題を共有し、効果的な基盤整備などについての協議を行う自立支援協議会について、その設置がさらに促進されるよう努めることとする。

6. その他

(1) 介護人材を確保するための措置

介護人材が安心して、事業所において支援に従事できるよう、最低賃金法などの労働法規に違反して罰金刑を受けた者については事業者の指定を受けられないこととする。

(2) 関係規定及び関係法律の規定の整備

その他関係規定及び関係法律について所要の改正を行う。

7. 施行期日

施行期日は、平成25年4月1日とする。

ただし、4.(1)(共同生活介護(ケアホーム)と共同生活援助(グループホーム)の一元化)については、平成26年4月1日とする。

総合福祉部会の骨格提言への対応

論点	骨格提言のポイント	これまでの取組	対応
1. 法の理念・目的・範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・法制定の経緯、この法に求められる精神等を内容とする前文を設ける。 ・法の名称は「障害者総合福祉法」。 ・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。 ・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。 ・地域で自立した生活を営む権利。 ・介護保険対象年齢になった後でも、従来受けていた障害者自立支援法に基づく支援が継続されることを規定。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現 ・障害者自立支援法では、基本的理念の定めを障害者基本法に委ねている。 ・障害者自立支援法第1条において、「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする」旨規定。 ・社会保険優先原則の下、介護保険法によるサービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、その支給量・内容に上乗せしてサービスを受けられるようにする等、障害者自立支援法に基づく給付が行われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者が安心して暮らすことのできる地域社会の実現 ・【法律】障害者基本法の改正を踏まえ、日常生活、社会生活の支援が、可能な限り身近な場所において受けられること、共生社会を実現すること、社会的障壁を除去することに資するよう、法律の理念として新たに規定することとする。 ・【法律】その上で、法律の目的規定を改めるとともに、法律の名称そのものを見直すこととする。
2. 障害(者)の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合福祉法が対象とする障害者(障害児を含む)は、障害者基本法に規定する障害者をいう。 [参考]障害者基本法第2条第1項 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 ・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。 	<ul style="list-style-type: none"> ○3障害の一元化 ・障害者自立支援法により、身体・知的・精神と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化。支援費制度では対象外であった精神障害者も対象として、サービスを拡充。 ・【22年改正法】【改正障害者基本法】精神障害に発達障害が含まれることを、法律上も明確化。 	<ul style="list-style-type: none"> ○制度の谷間のない支援の提供 ・【法律】 新たに治療方法が未確立な疾病その他の特殊な疾病(難病など)であつて政令で定めるものによる一定の障害がある者を法律に基づく障害福祉サービスの給付対象とすることとする。
3. 選択と決定(支給決定)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。 ・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。 ・協議調整により必要十分な支給量が保障される。 ・合議機関の設置と不服申立。 	<ul style="list-style-type: none"> ○支援の必要度に関する客観的な尺度の導入 ・障害程度区分は、利用者間の公平性や市町村間のばらつきの是正の観点からの、サービスの必要性を判断するための一つの要素である心身の状況に係る客観的尺度。 ・【22年改正法】障害者等の置かれている環境を勘案して支給決定を行うことを法律上明記(24年4月施行) ○相談支援の充実 ・【22年改正法】サービス等利用計画案作成対象者の拡大など、支給決定プロセスを見直し。計画案において本人の意向等を勘案することを法律上明記(24年4月施行)。 ○不服審査会の設置 ・市町村の支給決定等に不服がある場合には、都道府県に対して審査請求。 	<ul style="list-style-type: none"> ○障害程度区分の在り方の検討 ・【法律】障害程度区分の認定の在り方について検討を行い、その結果に基づき所要の見直しを行うことを法律に規定することとする。 ・【24予算案】現行の障害程度区分に関する調査・検証の経費を計上。(1億円) ○ケアマネジメントを重視した支給決定の弾力化 ・【運用】生活介護と施設入所支援との利用の組合せは、原則、区分4以上にしか認めていなかったが、これを市町村がサービス等利用計画案に基づき必要と認める場合には、区分1以上であれば支給決定を行えるよう弾力化(24年4月施行)。 ・【運用】就労継続支援と施設入所支援との利用の組合せについても、サービス等利用計画案に基づき通所による利用が困難と市町村が認める場合には、支給決定を行えるよう弾力化(24年4月施行)

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

論点	骨格提言のポイント	これまでの取組	対応
4. 支援(サービス)体系	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。 ・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。 ・「障害者就労センター」と「デイアクティビティーセンター」に再編。 ・グループホームとケアホームをグループホームに一本化。 ・重度訪問介護を発展的に継承し、パーソナルアシスタンス制度を創設。 ・医療的ケアの確保。 	<p>○利用者本位のサービス体系に再編</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設・病院に入所・入院する者の地域移行を推進。 ・昼夜分離の体系で、利用者の意向によるサービスの組合せを可能とし、選択に基づく支援を提供。 ・全国一律の基準に基づく個別給付だけでなく、地域の実情等に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業を設けている。(移動支援、コミュニケーション支援) <p>○地域における居住の場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホームやケアホームの整備に係る費用を助成し、重点的に整備を推進。 ・【22年改正法】グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成を創設(23年10月施行)。 <p>○障害者の就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者が可能な限り一般就労できることを目指すとともに、一般就労が困難でも就労系障害福祉サービスを利用できるよう、就労移行支援・就労継続支援(A型・B型)の仕組みを導入。 ・障害者のニーズに応じ、就労系障害福祉サービスから一般就労への移行は着実に増加し、就労継続支援も利用者が着実に増加。 <p>○重度障害者に対する移動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度の障害者については、既に自立支援給付の対象として、全国共通の仕組みにより支援。 * 重度訪問介護(重度の肢体不自由者)、行動援護(知的・精神障害により行動上著しい障害を有する者) ・【22年改正法】同行援護(視覚障害により移動に著しい障害を有する者)により、外出時の移動中の介護等を提供。(23年10月施行) <p>○たんの吸引等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【改正介護保険法】一定の研修の受講等を要件として、介護職員がたんの吸引等を実施(24年4月施行)。 ・【23予算】たんの吸引等に係る研修について、都道府県が実施するための費用を補助。 	<p>○日常生活及び社会生活を支援するための施策の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【24予算案】障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るための基盤整備に係る経費を計上。 22年度 100億円 → 23年度 108億円 → 24年度(案) 117億円 (政策コンテスト) (重点化枠など) ・【報酬】24年度改定で、医療型ショートステイの拡充、グループホーム・ケアホームでの夜間支援の強化、入所施設の夜勤の充実、就労移行における一般就労の促進、改正児童福祉法の施行に向けた障害児支援の充実を行う。 ・【報酬】24年度改定で、基金事業で行われていた通所サービス等の送迎に係る費用の支援を報酬で対応。また、放課後の学校から事業所への送迎も新たに対象とする。 ・福祉施設から一般雇用への移行について、その取組みを一層加速させる観点から、「地域の就労支援の在り方に関する研究会」等を設置し、検討。 ・【24予算案】新たな「工賃向上計画」(24～26年度)の予算を計上。(4億円) ・【法律】新体系移行が平成24年3月末に終了することを踏まえ、一定の期間後に就労支援の在り方について検討を行い、その結果に基づき所要の見直しを行うことを法律に規定することとする。 ・【24予算案】地域生活支援事業を充実させるため、必要な予算を増額。 22年度 440億円 → 23年度 445億円 → 24年度(案) 450億円 (政策コンテスト) (重点化枠) ・【法律】地域生活支援事業として、障害者に対する理解を深めるための普及啓発や、ボランティア活動を支援する事業を追加することとする。 <p>○地域における居住の場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【24予算案】グループホーム等の整備に係る経費を計上。(117億円の内数) ・【法律】共同生活を営む住居において、必要なケアが柔軟に提供できるよう、グループホーム・ケアホームを一元化することとする。 ・【運用】グループホーム・ケアホームの一元化に併せ、外部からの介護サービスを弾力的に利用できるようにすること及び新たにサテライト型の共同生活住居を認め、小規模な共同生活住居も弾力的に運営できるようにすることを検討。 <p>○重度訪問介護等の利用促進のための財政支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【24予算案】国庫負担基準を見直し。 ・【24予算案】基金事業で行われていた重度訪問介護等の利用促進のための支給額が国庫負担基準を超過している市町村への財政支援を、補助金化して継続実施。(22億円) <p>○たんの吸引等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【報酬】介護職員等によるたんの吸引等の評価を行う。 ・【24予算案】たんの吸引等の実施のために都道府県が実施する研修事業に対する補助経費を引き続き計上。(237億円の内数)

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

論点	骨格提言のポイント	これまでの取組	対応
5. 地域移行	<ul style="list-style-type: none"> ・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。 ・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。 ・ピアサポーターの活用。 	<p>○地域移行推進のためのサービス基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム・ケアホームの整備等により、地域移行を推進。 ・【22年改正法】グループホーム・ケアホーム利用者への家賃助成を創設(23年10月施行)。<再掲> ・【22年改正法】地域移行支援・地域定着支援を法定化し、個別給付化(24年4月施行)。 <p>* 地域移行支援... 障害者支援施設や精神科病院に入所又は入院している者について住居の確保に関する相談等地域における生活に移行するための支援を行うもの</p> <p>* 地域定着支援... 単身で生活する者について、常時連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談に応じ、地域における生活に定着するための支援を行うもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【運用】相談支援専門員となるための実務経験について、23年10月から当事者団体も含め民間団体の相談支援を認める。 	<p>○地域移行推進のためのサービス基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【24予算案】グループホーム等の整備に係る経費を計上。(117億円の内数) ・【報酬】相談支援事業者と連携により地域生活への移行を積極的に進めるため、地域移行支援・地域定着支援については、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、業務量が集中する退院・退所月など特に支援を実施した場合や緊急時の支援等を加算する等、適切に評価。 ・【運用】地域移行支援・地域定着支援の実施者について、障害当事者で相談支援の経験のある者も実施できることとする。 ・【運用】第3期障害福祉計画(24年度～26年度)において、地域生活に移行する者の数、施設入所者の削減数、精神科病院からの退院について具体的な目標値を設定した上で、計画的な基盤整備を図っていく。 ・【法律】共同生活を営む住居における支援について、必要なケアが柔軟に提供できるよう、グループホーム・ケアホームを一元化することとする。<再掲> ・【運用】グループホーム・ケアホームの一元化に併せ、新たにサテライト型の共同生活住居を認め、小規模な共同生活住居も弾力的に運営できるようにすること及び外部からの介護サービスも弾力的に利用できるようにすることを検討。<再掲>
6. 地域生活の基盤整備	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。 ・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。 ・地域生活支援協議会の設置。 ・地域基盤整備10ヵ年戦略終了時に、施設入所支援の位置付け等を検証。 	<p>○障害福祉サービスの提供体制の計画的な整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の基本指針に即して、市町村が市町村障害福祉計画を、都道府県が都道府県障害福祉計画を策定。 <p>○自立支援協議会の法定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【22年改正法】地域の課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う自立支援協議会を法律上位置付け(24年4月施行)。 	<p>○地域移行推進のためのサービス基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【運用】国において、都道府県別の数値目標の毎年の進捗状況をフィードバックする等、都道府県において障害福祉計画の進捗管理が効果的に行えるよう支援を行うとともに、地域生活支援事業の必須事業の未実施市町村の解消を計画的に実施するよう要請。 ・【法律】市町村が障害福祉計画を策定するに当たり、障害者等の置かれている環境やニーズ等を正確に把握した上で、作成するように努めることとする。 <p>○自立支援協議会の設置促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【法律】地方自治体の実情も踏まえつつ、自立支援協議会の設置を促進する観点から、任意設置を努力義務とする。
7. 利用者負担	<ul style="list-style-type: none"> ・食材費や光熱水費等は自己負担とする。 ・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。 	<p>○利用者負担の軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・22年4月から低所得者の利用者負担を無料として、実質的に応能負担に。 ・【22年改正法】応能負担であることを法律上も明確化。 <p>[参考]福祉サービスに係る利用者負担の推移</p> <p>①無料でサービスを利用している者の割合 H22.3 11.0% → H23.10 85.5%</p> <p>②給付費に対する利用者負担額の割合 H22.3 1.90% → H23.10 0.38%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【22年改正法】障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減。 	<p>○共通番号制度における検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通番号制度における利用者負担の合算の議論を踏まえた検討が必要。

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

論点	骨格提言のポイント	これまでの取組	対応
8. 相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。 ・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。 ・複合的な相談支援体制の整備。 ・ピアサポーターの活用。＜再掲＞ 	<p>○相談支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援については、①市町村による相談支援事業（交付税）、②計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援について、個別給付により実施。また、①については、地域生活支援事業により、専門職員の配置等、機能強化を実施。 ・身近な地域で相談を受ける身体障害者相談員・知的障害者相談員制度（身体障害者福祉法、知的障害者福祉法）。 ・【22年改正法】サービス等利用計画案作成対象者の拡大など、支給決定プロセスを見直し。計画案において本人の意向等を勧案することを法律上明記（24年4月施行）。＜再掲＞ ・【22年改正法】地域移行支援・地域定着支援を法定化し、個別給付化（24年4月施行）。＜再掲＞ ・【22年改正法】市町村に基幹相談支援センターを設置（24年4月施行）。 ・【運用】相談支援専門員となるための実務経験について、23年10月から当事者団体も含め民間団体の相談支援を認める。＜再掲＞ 	<p>○相談支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【24予算案】基幹相談支援センターの整備に係る経費を計上。（450億円の内数） ・【24予算案】自治体等における相談支援や権利擁護に関する人材養成の支援に係る経費を計上。（31百万円） ・【報酬】計画相談支援、障害児相談支援については、新規利用開始時や支給決定の変更時の計画作成について報酬を上乗せする等、適切に評価。 ・【運用】相談支援事業者と連携により地域生活への移行を積極的に進めるため、地域移行支援・地域定着支援については、毎月定額で算定する報酬を設定しつつ、業務量が集中する退院・退所月など特に支援を実施した場合や緊急時の支援等を加算する等、適切に評価。＜再掲＞ ・【報酬】地域移行支援・地域定着支援の実施者について、障害当事者で相談支援の経験のある者も実施できることとする。＜再掲＞ ・【法律】基幹相談支援センターにおいて総合的な相談を効果的・効率的に実施する観点から、同センターが事業者や地域の民生委員、相談員との連携に努めることを法律に規定することとする。
9. 権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。 ・オンブズパーソン制度の創設。 ・虐待の防止と早期発見。 	<p>○虐待防止・権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【22年改正法】成年後見制度利用支援事業を地域生活支援事業の必須事業化（24年4月施行）。 ・【障害者虐待防止法】障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、虐待を受けた障害者に対する保護・自立支援のための措置、養護者に対する支援の措置等を規定（24年10月施行）。 	<p>○虐待防止・権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【24予算案】成年後見制度利用支援事業の促進に係る経費を計上。（450億円の内数） ・【24予算案】障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進のための経費を計上。（4.2億円） ・【24予算案】都道府県の虐待防止や権利擁護に関する指導的役割を担う者の養成の支援に係る経費を計上。（4百万円）
10. 報酬と人材確保	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。 ・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。 	<p>○障害福祉サービスの質の向上、職員の処遇改善、事業者の経営基盤の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金事業において、福祉・介護職員1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額を、福祉・介護職員の処遇改善に取り組み事業者へ交付。（21年10月～23年3月 1,070億円） 	<p>○障害福祉サービスの質の向上、職員の処遇改善、事業者の経営基盤の安定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【報酬】24年度改定率については、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、+2.0%とするとともに、改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進。 ※改定のポイント 障害福祉サービス等報酬改定検討チームを設置して検討を進め、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進する方向で対応。 ・【23補正案】事業者に対する事業運営安定化事業について、24年度も基金を延長して対応。（115億円） ・【法律】従業者が安心して、事業所での支援に従事できるよう、労働法規に違反して罰金刑を受けた者については事業者の指定を受けられないこととする。

（注）22年改正法：障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年12月3日成立、同12月10日公布）

論点	骨格提言のポイント	これまでの取組	対応
財政のあり方	<p>①国は予算措置に必要な基礎データを把握する。</p> <p>②障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。</p> <p>※ 地域生活をささえる支援サービスの予算規模について、…日本は0.198 % (1兆1138億円に相当)であり…これを平均並み (GDPの0.392%) に引き上げるには、GDP比0.193% (1兆857億円) の増額が必要であり、(後略)</p> <p>③財政の地域間格差の是正を図る。</p> <p>④財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。</p> <p>⑤障害者施策の推進は経済効果に波及する。</p> <p>⑥支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。</p> <p>⑦長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。</p>	<p>○障害保健福祉の充実に必要な財源の確保</p> <p>・障害福祉サービス予算は、義務的経費化により順調に増加し、この10年間で2倍以上に増加。</p> <p>[参考] 平成13年度 3,111億円 平成24年度 7,884億円(案)</p> <p>・障害者支援施設等の設置市町村の負担が過大にならないよう、障害者支援施設等の入所者については、入所前の居住地市町村が支給決定を行い、費用を支弁する居住地特例を採用。</p> <p>・訪問系サービスについて、国から市町村への国庫負担の精算基準を設定。この精算基準により、重度障害者が多い市町村にはその人数に応じて国庫負担を行えとともに、同じ市町村の中でサービス利用が少ない者から多い者に回すことが可能な仕組み。</p> <p>・支給額が国庫負担基準を超過している市町村については、地域生活支援事業や基金事業により財政支援。</p>	<p>○障害保健福祉の充実に必要な財源の確保</p> <p>・【24予算案】障害者自立支援給付費負担金等について、+16.2%(+1,097億円)の自然増を計上。</p> <p>・【24予算案】国庫負担基準を見直し。〈再掲〉</p> <p>・【24予算案】基金事業で行われていた重度訪問介護等の利用促進のための支給額が国庫負担基準を超過している市町村への財政支援を、補助金化して継続実施。(22億円)〈再掲〉</p> <p>・【報酬】24年度改定率については、福祉・介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向等を踏まえ、+2.0%とするとともに、改定に当たっては、経営実態等も踏まえた効率化・重点化を進めつつ、障害者の地域移行や地域生活の支援を推進。〈再掲〉</p> <p>○障害保健福祉施策の充実に資する調査の実施</p> <p>・平成23年12月1日現在で、生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)を実施。</p>

(注)22年改正法:障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年12月3日成立、同12月10日公布)

2 平成24年度税制改正について

改正障害者自立支援法等の平成24年4月施行により、いずれも第1種社会福祉事業である①知的障害児施設、②知的障害児通園施設、③盲ろうあ児施設、④肢体不自由児施設及び⑤重症心身障害児施設を、入所による支援を行う施設であれば「障害児入所施設」に、通所による支援を行う施設であれば「児童発達支援センター」に再編することとなっている。

再編に伴い児童発達支援センターについては、第1種社会福祉事業でなく第2種社会福祉事業に位置付けられることとなる。

障害児の地域生活を支える独立自活に必要な知識技能を与える場の整備が重要であるため、同センターの用に供する土地等については、引き続き事業認定がなくとも簡易な手続きによって、譲渡所得の特別控除（上限5千万円）の適用対象とすることが決定されたところである。

改正障害者自立支援法等の施行に伴う税制上の所要の措置（平成24年度税制改正事項）

（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

主な税制改正決定内容

改正障害者自立支援法等の平成24年4月施行による障害児施設の一元化に伴い、従前の施設体系（知的障害児施設、盲ろうあ児施設他3施設※いずれも第1種社会福祉事業）が再編となるが、第1種社会福祉事業から第2種社会福祉事業となる障害児の通園施設（児童発達支援センター）の用に供する土地等を、引き続き簡易な手続により土地譲渡者が5千万円までの特別控除の適用が受けられる「特掲事業*」の対象とする。

*特掲事業とは、租税特別措置法施行規則第14条第5項第3号に掲げる事業で、資産の買取りをする者の当該資産が同号に掲げる事業に必要なものとして使用することができる資産に該当する旨を証する書類を添付することにより、当該事業の用に供するために土地等を譲渡した者について、当該資産の譲渡に係る譲渡所得について、5千万円までの特別控除の適用が受けられる事業をいう。

特別控除について

税制改正による手当をしなかった場合

（平成24年4月1日以降）児童福祉法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

（第1種、入所）
障害児入所施設

（第2種、通所）
児童発達支援センター

事業認定がなくても簡易な手続により譲渡所得の特別控除が適用できる

事業認定がなければ譲渡所得の特別控除が適用できない

社会福祉事業

- 第1種：社会福祉を目的とする事業の中でも「入所」を主とするもので、実施主体は国・地方公共団体・社会福祉法人に限られる。
- 第2種：「通所」を主とし、実施主体は規制緩和により民間事業者も含まれる。

税制改正による手当をした場合

（平成24年4月1日以降）児童福祉法に基づくサービス用地のための土地の譲渡

（第1種、入所）
障害児入所施設

（第2種、通所）
児童発達支援センター

事業認定がなくても簡易な手続により譲渡所得の特別控除が適用できる

- 第2種社会福祉事業用地の確保が容易となる。
→ サービス基盤の整備促進が図られる。
- 第2種社会福祉事業であり、通所により利用するサービスでもある保育所との均衡が図られる。

3 扶養控除の一部廃止に伴う政令改正等について

所得税・個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、子ども手当の創設とあわせて、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）が廃止されるとともに、高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止された。

上記の見直しに伴い、現行制度において、所得税・個人住民税の税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなり、障害福祉サービスの自己負担限度額等の算定等についても影響が生じることが予想される。

この問題に対応するため、政府税制調査会に「控除廃止の影響に係るプロジェクト・チーム」が設置された。

平成22年10月に上記プロジェクト・チームがとりまとめた報告書において、「扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整する方式」により対応することとされたことを踏まえ、厚生労働省では、「市町村等の事務負担に留意しつつ、控除見直し前の旧税額を計算する等により、控除見直しの影響が生じないようにする」という方向性を打ち出し、政令改正等所要の措置について検討を行っているところである。

扶養控除の見直しに係る経緯及び対応方針

【経緯】

- 所得税・個人住民税の扶養控除については、平成22年度税制改正において、「所得控除から手当てへ」等の観点から、子ども手当の創設とあわせて、年少扶養親族（～15歳）に対する扶養控除（38万円）が廃止されるとともに、高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止された。
- 上記の見直しに伴い、現行制度において、所得税・個人住民税の税額等と連動している国民健康保険料、保育料等の医療・福祉制度等に関する負担に影響が生じることとなり、障害福祉サービスの自己負担限度額等の算定に当たっても影響が生じることが予想される。
- この問題に対応するため、平成22年度税制改正大綱では、「（扶養控除等の）見直しの趣旨を踏まえて、制度の所管府省においては、負担の基準の見直し、経過措置の導入など適切な措置を講じる」こととされ、これを受けて、政府税制調査会に「控除廃止の影響に係るプロジェクト・チーム」が設置された。
- 平成22年10月に上記プロジェクト・チームがとりまとめた報告書において、「扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整する方式」により対応することとされたことを踏まえ、厚生労働省では、「市町村等の事務負担に留意しつつ、控除見直し前の旧税額を計算する等により、控除見直しの影響が生じないようにする」という方向性を打ち出しているところ。

【今後の対応方針】

以下の対応により、扶養控除の見直しがなかったものと見なした上で、障害福祉サービスの自己負担限度額等の算定を行うものとする。

- 政令改正又は通知による対応を想定している主なもの：

①障害福祉サービス利用の自己負担限度額 ②自立支援医療の自己負担限度額 ③【公布済】特別児童扶養手当等の支給基準（④児童福祉法施行令における自己負担限度額（つなぎ法による児童福祉法施行令の一部改正を踏まえたもの））

- 通知改正又は解釈通知による対応を想定している主なもの：

①障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担限度額 ②精神障害者の措置入院費の自己負担限度額

※ どちらの改正においても、各自治体において『旧税額計算シート』を活用の上、扶養控除見直し前の旧税額を算出し、適宜対応いただくことを前提に、同シートを各自治体宛に送付予定。

(参考)平成22年度税制改正大綱の概要及び控除廃止の影響に係るPT報告書の関係記述

【平成22年度税制改正大綱の概要(抄) (平成21年12月22日 閣議決定)】

個人所得課税

- 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(38万円)を廃止する。
- 高校の実質無償化に伴い、16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(25万円)を廃止する。
- 個人住民税については、税体系上の整合性の観点等から、所得税と同様に、年少扶養親族(～15歳)に対する扶養控除(33万円)及び16～18歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分(12万円)を廃止する。

【控除廃止の影響に係るPT 報告書(抄) (平成22年10月6日 控除廃止の影響に係るPT)】

2. 扶養控除の見直しの影響への対応案

(対応案の基本類型)

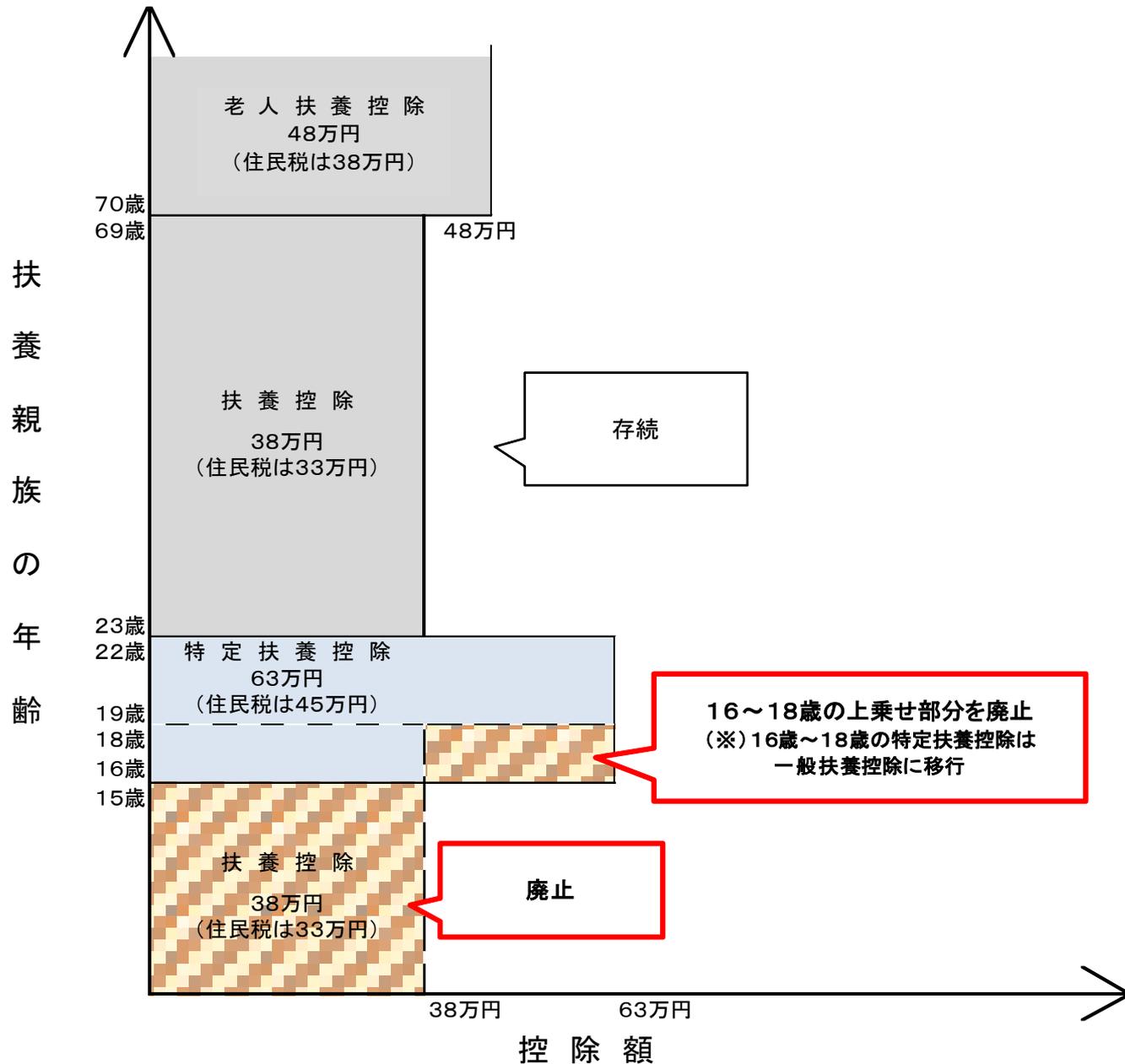
扶養控除の見直しの影響への対応案としては、次の3つの方式が考えられる。

第1 方式: 税額等を活用しない方式(収入・所得金額を活用する方式[一定の調整を加えることもありうる])

第2 方式: 扶養控除の見直しによる税額等の変動を簡便な方法により調整する方式

第3 方式: 一定のモデル世帯を設定し、当該世帯について負担が生じないように見直す方式

(参考)平成22年度税制改正を踏まえた扶養控除の概要

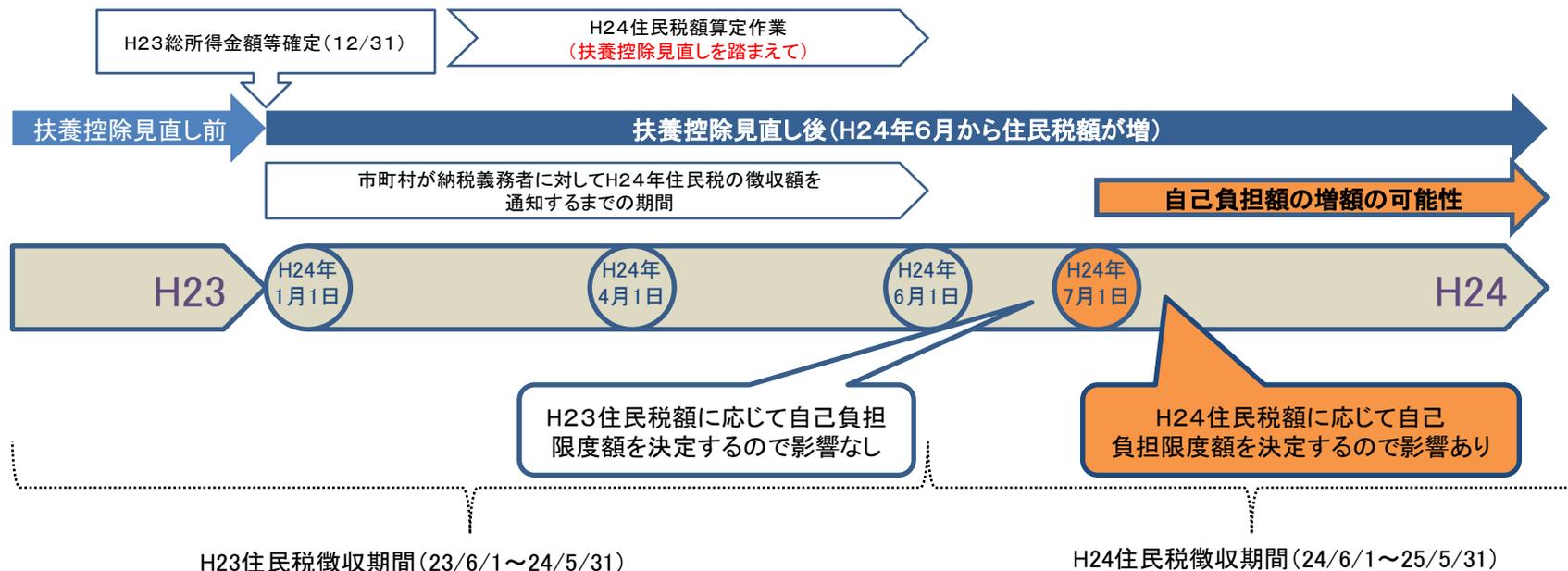


住民税における扶養控除見直しの影響

住民税額の算定に当たっては、前年の総所得金額等から各種所得控除を控除することで行うが、H24年1月1日からは地方税法の規定に従い扶養控除が見直され、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分は控除額に含まれなくなるため、住民税額が増額となるケースがある。そのため、住民税額に応じて決定している障害福祉サービス利用の自己負担限度額等に今後影響が生じる。

障害保健福祉施策の中で影響の出る主なもの	影響が生じる時期	左項の根拠となる条文等	条文等の概要	対応レベル
①障害福祉サービス利用の自己負担限度額	H24年7月	障害者自立支援法施行令第17条	4～6月までは前年住民税額に応じて自己負担限度額を決定し、現年住民税額に応じて決定となるのは7月以降	政令改正 又は 通知対応
②自立支援医療の自己負担限度額	H24年7月	障害者自立支援法施行令第35条	4～6月までは前年住民税額に応じて自己負担限度額を決定し、現年住民税額に応じて決定となるのは7月以降	政令改正 又は 通知対応

【 参 考 】

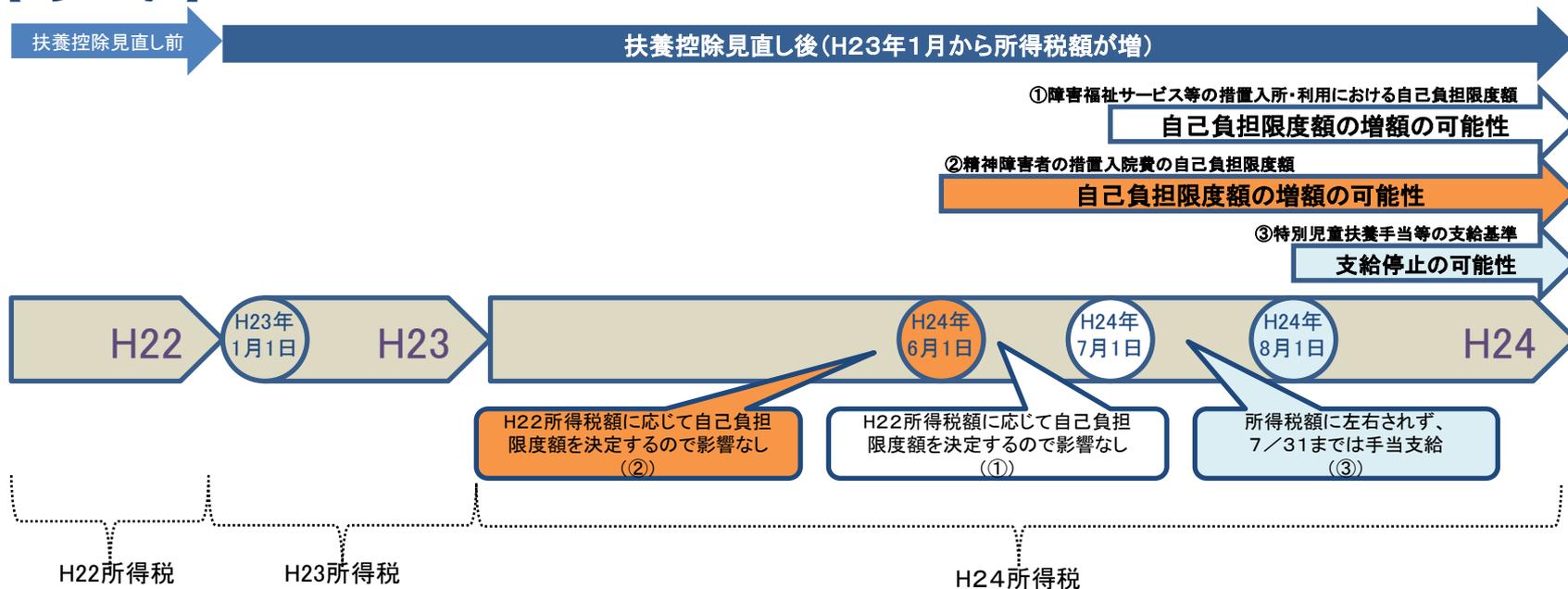


所得税における扶養控除見直しの影響

所得税については、H23年1月1日からは所得税法の規定に従い扶養控除が見直され、年少扶養控除及び16～18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分は控除額に含まれなくなったため、源泉徴収に際しての控除額が減額となり、結果、所得税額が増額となったケースが生じている。そのため、所得税額等に応じて決定している障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担限度額等に今後影響が生じる。

障害保健福祉施策の中で影響の出る主なもの	影響が生じる時期	左項の根拠となる条文等	条文等の概要	対応レベル
①障害福祉サービス等の措置入所・利用における自己負担限度額	H24年7月	やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて (H18.11.17障害保健福祉部障害福祉課長通知)	運用に当たっては、各自治体における規則等での定めによる	通知改正 又は 解釈通知
②精神障害者の措置入院費の自己負担限度額	H24年6月	精神保健法による措置入院者の費用徴収額認定基準の取扱いについて (S63.11.18保健医療局精神保健課長通知)	1/1～5/31までに入院措置した者は前々年の、6/1～12/31においては前年の所得税確定額をもって費用徴収額を認定	通知改正 又は 解釈通知
③【公布済】 特別児童扶養手当等の支給基準	H24年8月	特別児童扶養手当等の支給に関する法律第6条、第7条、第8条、第20条、第26条の5及び附則第97条	前年の所得が特定扶養親族数に応じて政令で定める額以上の場合、その年の8月から翌年7月まで支給しない	政令改正

【参考】



「特別児童扶養手当等の支給基準」についての対応

- 国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令(政令第430号)(平成23年12月28日公布)によって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令についても一部改正された。
- その結果、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過的福祉手当の支給基準の算定にあたり、16歳以上19歳未満の扶養親族に係る加算額について、扶養控除見直し前と同様に加算できることとした。

◎ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭五十年政令第二百七号) (抄)
(第十二条関係)(平成二十四年八月施行)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(法第六条及び第七条の政令で定める額)</p> <p>第二条 法第六条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三条第一項に規定する者がいないときは、四百五十九万六千円とし、これらの者があるときは、四百五十九万六千円にこれらの者一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法(昭四十年法律第三十三号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(十九歳未満の者に限る。))をいう。以下同じ。</u>)であるときは、<u>当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。</u>)を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第二十條の政令で定める額)</p> <p>第七条 法第二十條に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>特定扶養親族等</u>であるときは、<u>当該特定扶養親族等一人につき六十三万円とする。</u>)を加算した額とする。</p>	<p>(法第六条及び第七条の政令で定める額)</p> <p>第二条 法第六条に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等及び児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三条第一項に規定する者がいないときは、四百五十九万六千円とし、これらの者があるときは、四百五十九万六千円にこれらの者一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法(昭四十年法律第三十三号)に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>同法に規定する特定扶養親族</u>であるときは、<u>当該特定扶養親族一人につき六十三万円とする。</u>)を加算した額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(法第二十條の政令で定める額)</p> <p>第七条 法第二十條に規定する政令で定める額は、同条に規定する扶養親族等がないときは、三百六十万四千円とし、扶養親族等があるときは、三百六十万四千円に当該扶養親族等一人につき三十八万円(当該扶養親族等が所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族一人につき四十八万円とし、当該扶養親族等が<u>同法に規定する特定扶養親族</u>であるときは、<u>当該特定扶養親族一人につき六十三万円とする。</u>)を加算した額とする。</p>

4 不服審査会について

これまで障害者自立支援法第 97 条第 1 項により、市町村の介護給付費等に係る処分に不服がある障害者は、都道府県知事に対して審査請求を行うことができ、また、同法第 98 条第 1 項に基づき、都道府県知事は条例で定めるところにより「障害者介護給付費等不服審査会」を設置してきたところである。

これに加え、本年 4 月の障害者自立支援法の一部改正により、障害者自立支援法第 97 条第 1 項の審査請求の対象に地域相談支援給付費等に係る処分が追加されることになった。

また、本年 4 月の児童福祉法の一部改正により、児童福祉法第 56 条の 5 の 5 が新設され、同条第 1 項において、市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分に不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に対し審査請求を行うことができるようになった。

これに伴い、同条第 2 項では、障害者自立支援法第 8 章(第 97 条第 1 項を除く。)の規定を準用し、都道府県知事は「障害児通所給付費等不服審査会」を設置できることになった。

この「障害児通所給付費等不服審査会」については、既に定められている『障害者介護給付費等不服審査会設置条例』等を改正することで、これまでの「障害者介護給付費等不服審査会」とともに合同で運営することとしても差し支えないものとし、また、既に設置されている「障害者介護給付費等不服審査会」の委員と新たに設置する「障害児通所給付費等不服審査会」の委員については、同一としても差し支えないこととする。

なお、「障害児通所給付費等不服審査会」に係る事務経費についても、これまでの不服審査会経費補助金により補助することとしている(補助率 1/2)。

「改正障害者自立支援法」及び「改正児童福祉法」に係る処分に対する審査請求について

都道府県

○障害者介護給付費等不服審査会

(改正障害者自立支援法第97条第1項)

「介護給付費、特例介護給付費」
「訓練等給付費、特例訓練等給付費」
「地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費」
に係る処分

○障害児通所給付費等不服審査会

(改正児童福祉法第56条の5の5第1項)

「障害児通所給付費、特例障害児通所給付費」
に係る処分

- ※ 両不服審査会を合同で運営することとしても差し支えない。
- ※ 両不服審査会の構成員は、同一メンバーであっても差し支えない。
- ※ 両不服審査会で要する経費は、従前通り「不服審査会経費」補助金において補助(補助率1/2)することとする。



市町村

②申請に対する処分

①申請

④審査請求



申請者

③処分に対する不服

5 障害者自立支援給付支払システムについて

(1) 障害児通所給付費の支払事務の委託について

平成24年4月から、障害児通所給付費の実施主体は市町村となり、これに伴い、市町村は障害児通所給付費の支払事務について、新たに国民健康保険団体連合会に委託するか検討が必要となる。

この委託の検討の際には、平成24年4月に障害者自立支援法上の児童デイサービスが廃止され、同等のサービスとして、児童福祉法上の障害児通所給付費に放課後等デイサービス等が新設されることに配慮されたい。

具体的には、現在、児童デイサービスの請求先は国民健康保険団体連合会となっているが、市町村が障害児通所給付費の支払事務を国民健康保険団体連合会に委託しない場合、児童デイサービスの提供を行っている事業者は、平成24年4月以降報酬の請求先が国民健康保険団体連合会から各市町村となる。

このため、事業者にとっては、平成24年4月以前と以降で請求先が異なることとなる（別紙1）ため、事業者が適切に請求を行えるよう配慮願いたい。

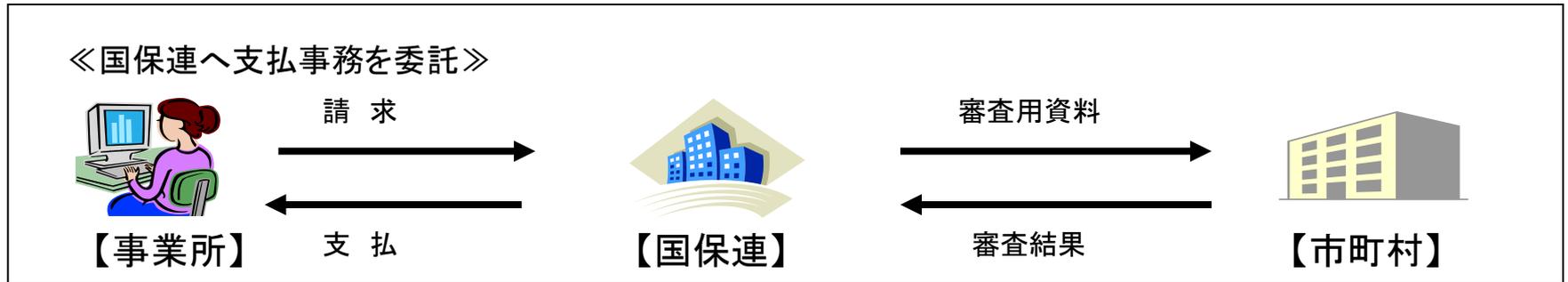
(2) 平成24年度以降における障害福祉サービス費等の支払に関する事務の委託手数料について

障害者自立支援法第29条第8項等に基づき、障害福祉サービス費等の支払に関する事務を市町村等が国民健康保険団体連合会に委託する場合の委託手数料について、平成24年1月26日付事務連絡（別紙2）において平成24年度以降の考え方を示したところである。

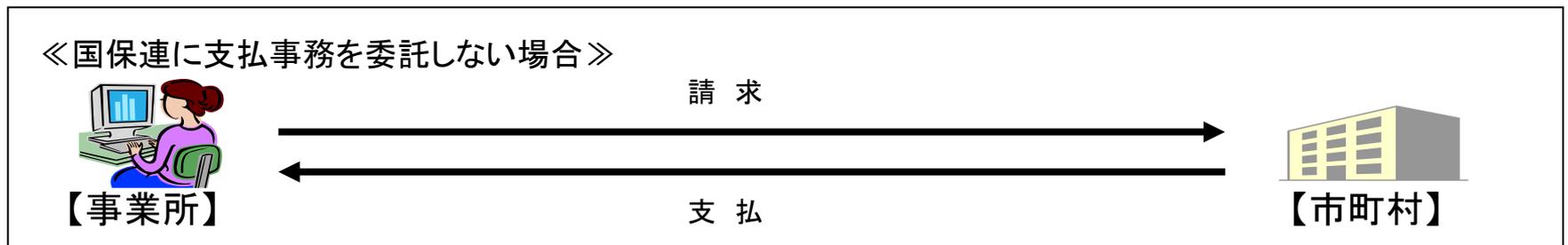
都道府県・市町村におかれては、上記事務連絡の趣旨や地域の実情を踏まえ、平成24年度以降の委託手数料の設定について、国民健康保険団体連合会と調整願いたい。

障害児通所給付費の支払事務の委託について (児童デイサービスの廃止、放課後等デイサービス等の新設に伴う請求先について)

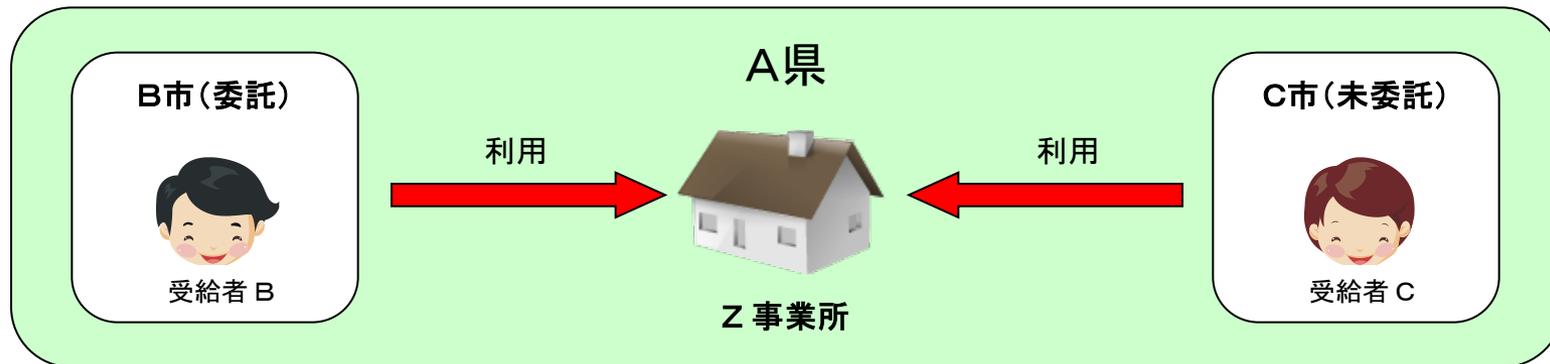
＜現行＞ 障害者自立支援法上のサービスについては、全市町村が国保連へ委託しているため、請求先は国保連



＜平成24年4月以降＞ 障害児通所給付費にかかる国保連への支払事務の委託状況により、請求先が国保連と市町村に分かれる



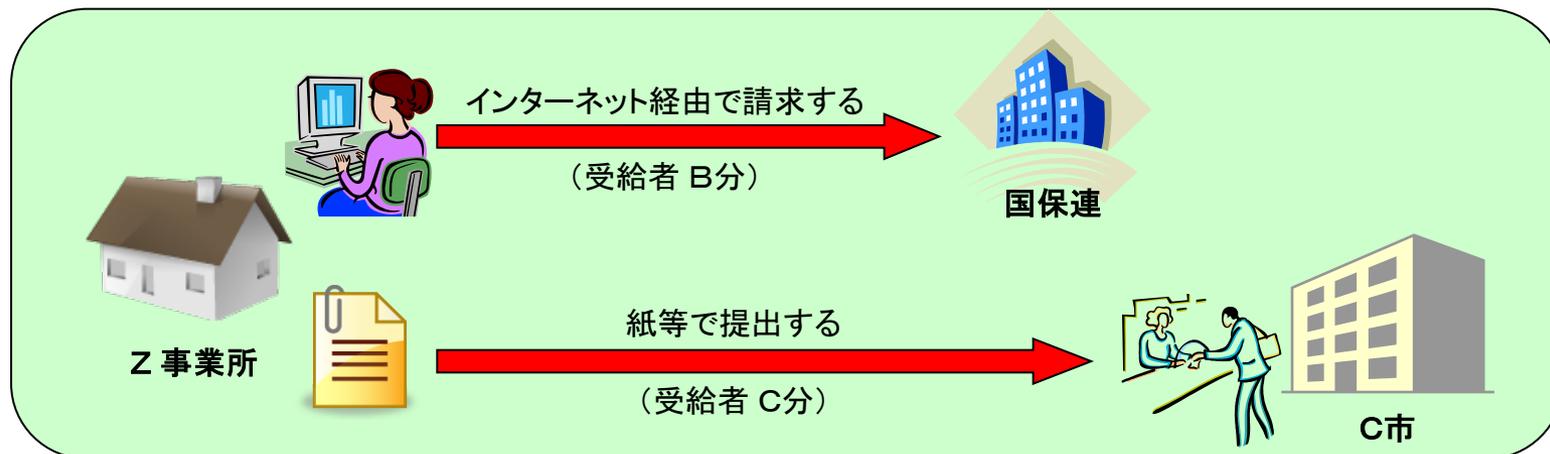
国保連に障害児通所給付費の支払事務の委託を行っているB市の受給者と委託を行っていないC市の受給者にサービス提供した場合



B市は、障害児通所給付費の支払事務を委託しているため、受給者Bに関する受給者情報は、国保連に登録されている。

C市は、障害児通所給付費の支払事務を委託していないため、受給者Cに関する受給者情報は、国保連に登録されていない。

したがって、Z事業所は、受給者Bに係る請求を国保連にインターネットで行い、受給者Cに係る請求をC市に対して紙等により行う。



事務連絡
平成24年1月26日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中
(システム担当)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

平成24年度以降における障害福祉サービス費等の支払に関する
事務の委託手数料について

障害福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法第29条第8項に基づき、障害福祉サービス費等の支払に関する事務を市町村等が国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）に委託する場合の委託手数料に係る考え方を、平成24年度以降、下記のとおりとしますので、平成24年度以降の委託手数料の設定に当たっては、これを踏まえた額となるよう、都道府県・市町村と国保連との間で調整をお願いいたします。

記

- 1 障害福祉サービス費等の委託手数料については、これまで、総務省の「地方財政計画及び地方交付税単位費用積算基礎」（以下、「交付税単位費用積算基礎」という。）に、請求明細書1枚あたり200円の額が計上されてきたところである。
- 2 この度、国民健康保険中央会及び国保連において、平成18年度に導入した障害者自立支援給付支払システムの機器更改を平成24年度に予定しており、国保連における機器も含め一括して国民健康保険中央会において導入し、かかる経費はリースとし、国からの補助金と委託手数料の増額で対応することとなったところである。

- 3 これを踏まえ、平成24年度の予算要求において、委託手数料の増額について、総務省に対し200円を210円に増額することを要求し、総務省に認められ、平成24年度交付税単位費用積算基礎に計上されることとなったところである。

- 4 今回の委託手数料の増額は、総務省との間で、障害者自立支援給付支払システムの機器更改のためのリース料と明確に位置づけていることから、都道府県・市町村におかれては、国保連との間で十分な調整を行い、各都道府県の実情を踏まえて適切な対応をお願いしたい。

【参考：委託手数料10円増の考え方】

年間機器リース料 2億円（1/2国庫補助 1/2手数料負担）

1億円（平成24年度予算（案） 中央会へ補助）

1億円（手数料10円分） 明細書1,000万枚程度×10円＝1億円

6 第3期障害福祉計画について

(1) これまでの取組み

第3期障害福祉計画については、平成23年12月27日付けで、基本指針の一部改正の告示等を行うとともに、障害福祉サービスの計画的な基盤整備を推進するため、新たに次の取組みを行ってきたところである。

ア 第3期障害福祉計画の数値目標等に係る中間報告の実施

他の都道府県の状況を踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を実施するため、第3期障害福祉計画の各都道府県の数値目標及びサービス見込量について中間報告を行い、その集計結果を都道府県にお知らせした。

イ 障害福祉計画に係るサービス量の都道府県別実績集計

第3期障害福祉計画の策定に当たっての参考資料とするため、平成23年3月のサービス量の実績（国保連データ）を基に、各都道府県別に障害福祉サービスごとの「人口10万人当たりサービス区分別利用者数（又は利用量）の都道府県別一覧表」及び「人口10万人当たりの都道府県別のサービス区分別利用者数（又は利用量）」を作成し、障害福祉計画に係るサービス量を見込むにあたっての資料として都道府県にお知らせした。

ウ 地域生活支援事業の必須事業の事業化の推進

必須事業を実施していない市町村に早期の事業化を求めるとともに、都道府県に対して、第3期障害福祉計画期間中に管内全市町村における必須事業の事業化に向けて取り組んでいただくよう求めた。

また、平成24年度からは、これらに加え次のことを行うこととしている。

○ 都道府県別の数値目標の進捗状況の把握

毎年、数値目標の進捗状況について、国にて、各都道府県別の集計表を作成し、その結果を都道府県にお知らせする。

これらの取組みについては、平成24年1月に各都道府県に送付した「第3期障害福祉計画（平成24～26年度）策定に係る基本資料」に参考資料を掲載しているので、今後の事業実施等の参考とされたい。

また、第3期障害福祉計画の実施に当たっては、これらの取り組みを参考としつつ今後も各自治体においては、障害のある方のおかれている環境やニーズ等の把握を適宜行い、地域に必要なサービスの整備に努めていただきたい。

(2) 今後の予定

今後の予定は、次のとおり計画しているので、ご協力願いたい。

(1) 第3期障害福祉計画において設定した数値目標及びサービス見込量について、平成24年4月に各都道府県から厚生労働省に報告

(2) 第2期障害福祉計画における平成23年度の実績について、平成24年5月に報告

第3期障害福祉計画について

目 的

障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成26年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。

目的達成のための新たな取組

1 第3期障害福祉計画の数値目標等に係る中間報告の実施

他の都道府県の状況を踏まえつつ、障害福祉サービスの計画的な整備を実施できるよう、第3期障害福祉計画の各都道府県の数値目標及びサービス見込量について中間報告を行い、その集計結果を都道府県にフィードバックし、計画策定のための参考資料とした。

2 障害福祉計画に係るサービス量の都道府県別実績集計

第3期障害福祉計画の策定に当たって参考資料とするため、平成23年3月のサービス量の実績(国保連データ)を基に、各都道府県別に障害福祉サービスごとの人口10万人当たりのサービス区分別利用者数の都道府県別一覧表等を集計し、都道府県に示すこととした。

3 地域生活支援事業の必須事業の事業化の推進

「「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」の一部改正について」(平成23年12月27日障企自発第1227第1号障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)において、必須事業を実施していない市町村に早期の事業化を求める一方、都道府県に対しては、第3期障害福祉計画期間中に管内全市町村における必須事業の事業化に向けて、計画的に取り組むとともに、その達成状況について点検・評価を行うよう求めた。

4 都道府県別の数値目標の進捗状況の把握

毎年、数値目標の進捗状況について都道府県から国へ報告を行い、国にて都道府県別の集計表を作成し、都道府県にフィードバックすることとした。

第3期障害福祉計画に係る数値目標・サービス見込量の報告等

数値目標・サービス見込量の報告等(予定)

1. 報告

各都道府県の第3期障害福祉計画に盛り込んだ数値目標等の報告を平成24年4月に依頼するので、ご協力いただきたい。
(報告様式(案)は別紙1)

2. 集計

報告いただいた数値は集計し、各都道府県に送付しますので、平成24年1月23日付けで送付した第3期障害福祉計画(平成24~26年度)策定に係る基本資料とともに保管し、ご活用いただきたい。

なお、集計イメージは当該基本資料に掲載しているので、そちらを参照されたい。

都道府県計画の報告

平成23年12月27日付「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を改正する件」(平成23年厚生労働省告示第478号)【第二の四の4】に従い、都道府県が作成した第3期障害福祉計画は遅滞なく公表するとともに、国(厚生労働省)へ提出いただきたい。

第3期障害福祉計画報告様式(数値目標)

【都道府県の担当者連絡先】

都道府県名	
担当課・係名	
担当者名	
TEL/FAX	
e-mail	

1. 施設入所者の地域生活への移行

平成17年10月1日時点の入所者数(A) (人)	平成26年度末の入所者数(B) (人)	【目標値】削減見込(A-B) (人)	【目標値】地域生活移行者数 (人)

2. 精神障害者関係の目標値

【着眼点①】1年未満入院者の平均退院率		【着眼点②】5年以上かつ65歳以上の退院者数	
平成20年度 (%)	平成26年度 (%)	平成 年度 (人)	平成26年度 (人)

3. 福祉施設から一般就労への移行

平成17年度の一般就労移行者数 (人)	【目標値】平成26年度の一般就労移行者数 (人)

4. 就労移行支援事業の利用者数

平成26年度末の福祉施設利用者数 (人)	【目標値】平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数 (人)

5. 就労継続支援(A型)事業の利用者の割合

平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者 (人)	平成26年度末の就労継続支援(B型)事業の利用者 (人)	平成26年度末の就労継続支援(A型+B型)事業の利用者 (人)	【目標値】平成26年度末の就労継続支援(A型)事業の利用者の割合(A)÷(B) (%)

6. 労働施策に関する数値目標

【目標値】公共職業安定所経由による福祉施設利用者の就職者 (人)	【目標値】障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者 (人)	【目標値】障害者試行雇用事業の開始者 (人)	【目標値】職場適応援助者による支援の対象者 (人)	【目標値】障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者 (人)	【目標値】障害者就業・生活支援センターの設置 (ヶ所)

第3期障害福祉計画報告様式(サービス見込量・圏域数)

都道府県名

【サービス見込量】

○訪問系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間	時間	時間
	人	人	人

○日中活動系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
自立訓練(機能訓練)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
自立訓練(生活訓練)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労移行支援	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労継続支援(A型)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
就労継続支援(B型)	人日分	人日分	人日分
	人	人	人
療養介護	人	人	人
	人	人	人
短期入所	人日分	人日分	人日分
	人	人	人

○居住系サービス

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助 共同生活介護	人	人	人
	人	人	人
施設入所支援	人	人	人
	人	人	人

○相談支援

種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	人	人	人
	人	人	人
地域移行支援	人	人	人
	人	人	人
地域定着支援	人	人	人
	人	人	人

【圏域数】

平成24年4月1日現在
圏域

実績集計について

平成22年度実績

【数値目標】

別紙2「基本指針に定める数値目標の実績」に各数値目標の実績値(全国)を集計し、別紙3に数値目標「施設入所者の地域生活への移行」についての実績値(都道府県別)(平成23年10月現在)を集計したので、参考にさせていただきたい。

【サービス見込量】

別紙4「サービス量の実績等」に全国のサービス利用量等を集計したので、参考にさせていただきたい。

平成23年度実績(予定)

数値目標の実績については、第1期・第2期の数値目標の目標年度であるため、平成22年度の実績で集計した全国集計以外に、都道府県別でも集計する。

なお、別紙5「障害福祉計画の今後の予定」にあるとおり、平成23年度実績の報告を平成24年4月に依頼するので、ご協力いただきたい。

基本指針に定める数値目標の実績

数値目標		都道府県の 数値目標 集計数 (第2期計画) (※5)	実 績					備 考
			第1期		第2期			
			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度 (H23.10月)	
1	平成17年10月1日現在の施設入所者	14.6万人						
	・平成23年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。 当該数値目標の設定に当たっては、第1期計画時点の施設入所者数の1割以上が地域生活へ移行	地域生活移行者数 2.1万人 14.5%	0.9万人 6.4%	1.4万人 9.6%	1.9万人 13.3%	2.4万人 16.6%	2.9万人 20.0%	※3 「平成17年10月1日現在の施設入所者のうち、施設入所からGH・CH等へ地域移行した者の数」 「地域生活移行者数を平成17年10月1日の施設入所者数で除した値」
	・平成23年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から、7%以上削減することを基本	施設入所者削減数 1.2万人 8.3%	-	-	-	-	0.9万人 6.1%	※4 「平成17年10月1日現在の施設入所者のうち、平成17年10月1日から平成23年10月1日までの期間に削減した者の数」 「削減数を平成17年10月1日の施設入所者数で除した値」
3	平成17年度の年間一般就労移行者数	0.2万人						平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
	・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。 目標の設定に当たっては、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。	年間一般就労 移行者数 1.0万人 4.0倍	3.1千人 1.3倍	3.4千人 1.4倍	4.0千人 1.7倍	集計中	集計中	福祉施設を退所し、一般就労した者の数。障害福祉課の就労移行等実態調査結果(平成21年度調査)に基づく
	・平成23年度までに第1期計画時点の福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを旨とする。	-	日中活動系サービス 等利用者数: 30.6万人 就労移行支援: 1.0万人 3.3%	日中活動系サービス 等利用者数: 33.6万人 就労移行支援: 1.6万人 4.8%	日中活動系サービス 等利用者数: 36.8万人 就労移行支援: 1.9万人 5.2%	日中活動系サービス 等利用者数: 40.0万人 就労移行支援: 2.1万人 5.1%	集計中	※第1期計画時点の福祉施設利用者のサービス利用状況を把握していないため、「各年度3月の利用者の値(国保連データ)」とした。 なお、日中活動系サービス等は、「日中活動系サービス(児童デイ、療養、短期除く)＋旧法施設支援利用者数(通勤寮除く)」の値である。
・平成23年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、3割は就労継続支援(A型)事業を利用することを旨とする。	-	A型 0.4万人 B型 3.0万人 11%	A型 0.6万人 B型 5.2万人 11%	A型 0.9万人 B型 7.7万人 10%	A型 1.3万人 B型 10.3万人 11%	集計中	各年度3月の利用者数(国保連データ)	

※1 入所施設(第1期計画時点)・・・身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等。

※2 地域生活への移行・・・入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移した者をいう。(家庭復帰を含む)

※3 平成19年度実績＝平成17年10月1日～平成19年10月1日までの地域移行者数、平成20年度実績＝平成17年10月1日～平成20年10月1日までの地域移行者数、平成21年度実績＝平成17年10月1日～平成21年10月1日までの地域移行者数、平成22年度実績＝平成17年10月1日～平成22年10月1日までの地域移行者数、平成23年度(H23.10月)実績＝平成17年10月1日～平成23年10月1日までの地域移行者数。
各データは障害福祉課の入所者の地域移行状況調査結果(回収率:平成19年度約92%、平成20年度約91%、平成21年度約96%、平成22年度100%、平成23年度(H23.10月)99.6%)に基づくもの。

※4 平成23年度(H23.10月)実績＝平成17年10月1日の入所者数から平成23年10月1日の入所者数を引いた値。
データは障害福祉課の入所者の地域移行状況調査結果(回収率:平成23年度(H23.10月)100%)に基づくもの。

※5 福祉施設から一般就労への移行に関する各種目標について、「一般就労を希望する全ての者としている」として、具体的数値目標を設定していない自治体の一部存在する。このような自治体は目標値の算定対象から除外した。

※6 福祉施設(第1期計画時点)・・・(身体障害者施設):更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
 (知的障害者施設):更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設
 (精神障害者施設):生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

地域生活移行者数の状況について (H17.10.1～H23.10.1)

(単位:人、%)

都道府県名	計画			実績	
	H17.10.1 入所者数 (A)	H23年度末 までの 地域生活 移行者数 (B)	H23年度末 までの 地域生活 移行率 (B/A) (C)	H17.10.1から H23.10.1まで の地域生活 移行者数 (D)	H17.10.1から H23.10.1まで の地域生活 移行率 (D/A) (E)
01 北海道	12,055	2,366	19.6	2,203	18.3
02 青森県	2,867	553	19.3	583	20.3
03 岩手県	2,371	742	31.3	484	20.4
04 宮城県	2,225	324	14.6	355	16.0
05 秋田県	2,808	280	10.0	448	16.0
06 山形県	1,930	463	24.0	378	19.6
07 福島県	2,340	438	18.7	405	17.3
08 茨城県	3,745	375	10.0	754	20.1
09 栃木県	2,758	410	14.9	793	28.8
10 群馬県	2,638	264	10.0	222	8.4
11 埼玉県	5,220	522	10.0	1,368	26.2
12 千葉県	5,000	550	11.0	1,025	20.5
13 東京都	7,344	874	11.9	950	12.9
14 神奈川県	5,308	704	13.3	961	18.1
15 新潟県	2,733	273	10.0	557	20.4
16 富山県	1,620	226	14.0	230	14.2
17 石川県	1,807	185	10.2	213	11.8
18 福井県	1,998	400	20.0	181	9.1
19 山梨県	1,238	178	14.4	197	15.9
20 長野県	3,104	555	17.9	1,105	35.6
21 岐阜県	2,526	356	14.1	355	14.1
22 静岡県	3,964	510	12.9	1,021	25.8
23 愛知県	4,385	640	14.6	533	12.2
24 三重県	1,741	174	10.0	489	28.1
25 滋賀県	943	107	11.3	244	25.9
26 京都府	2,558	270	10.6	437	17.1
27 大阪府	5,945	1,486	25.0	1,672	28.1
28 兵庫県	5,367	614	11.4	928	17.3
29 奈良県	1,407	156	11.1	198	14.1
30 和歌山県	1,480	148	10.0	294	19.9
31 鳥取県	1,225	212	17.3	243	19.8
32 島根県	1,697	334	19.7	435	25.6
33 岡山県	2,738	335	12.2	590	21.5
34 広島県	3,222	409	12.7	903	28.0
35 山口県	2,594	272	10.5	385	14.8
36 徳島県	1,646	397	24.1	318	19.3
37 香川県	1,212	182	15.0	389	32.1
38 愛媛県	2,268	269	11.9	421	18.6
39 高知県	1,383	346	25.0	335	24.2
40 福岡県	7,371	740	10.0	1,569	21.3
41 佐賀県	1,731	350	20.2	362	20.9
42 長崎県	2,998	420	14.0	481	16.0
43 熊本県	3,411	340	10.0	623	18.3
44 大分県	2,224	228	10.3	753	33.9
45 宮崎県	1,952	180	9.2	457	23.4
46 鹿児島県	4,061	552	13.6	771	19.0
47 沖縄県	2,761	420	15.2	495	17.9
全国計	145,919	21,129	14.5	29,113	20.0

※ 地域生活移行者数(D)は、調査に対して回答のあった施設におけるH17.10.1からH23.10.1までの間の地域生活移行者数の累計値。

施設入所者数の状況について (H17.10.1~H23.10.1)

(単位:人、%)

都道府県名	計画				実績		
	H17.10.1 入所者数 (A)	H23年度末 入所者 見込数 (B)	増減数 (B-A) (C)	増減率 (C/A) (D)	H23.10.1 入所者数 (E)	増減数 (E-A) (F)	増減率 (F/A) (G)
01 北海道	12,055	10,399	▲ 1,656	▲ 13.7	10,909	▲ 1,146	▲ 9.5
02 青森県	2,867	2,666	▲ 201	▲ 7.0	2,722	▲ 145	▲ 5.1
03 岩手県	2,371	2,371	0	0.0	2,170	▲ 201	▲ 8.5
04 宮城県	2,225	2,019	▲ 206	▲ 9.3	1,889	▲ 336	▲ 15.1
05 秋田県	2,808	2,612	▲ 196	▲ 7.0	2,667	▲ 141	▲ 5.0
06 山形県	1,930	1,787	▲ 143	▲ 7.4	1,729	▲ 201	▲ 10.4
07 福島県	2,340	1,996	▲ 344	▲ 14.7	2,075	▲ 265	▲ 11.3
08 茨城県	3,745	3,482	▲ 263	▲ 7.0	3,633	▲ 112	▲ 3.0
09 栃木県	2,758	2,488	▲ 270	▲ 9.8	2,523	▲ 235	▲ 8.5
10 群馬県	2,638	2,471	▲ 167	▲ 6.3	2,696	58	2.2
11 埼玉県	5,220	5,011	▲ 209	▲ 4.0	5,473	253	4.8
12 千葉県	5,000	5,000	0	0.0	4,655	▲ 345	▲ 6.9
13 東京都	7,344	7,344	0	0.0	7,472	128	1.7
14 神奈川県	5,308	5,054	▲ 254	▲ 4.8	4,875	▲ 433	▲ 8.2
15 新潟県	2,733	2,543	▲ 190	▲ 7.0	2,631	▲ 102	▲ 3.7
16 富山県	1,620	1,468	▲ 152	▲ 9.4	1,442	▲ 178	▲ 11.0
17 石川県	1,807	1,680	▲ 127	▲ 7.0	1,699	▲ 108	▲ 6.0
18 福井県	1,998	1,648	▲ 350	▲ 17.5	1,782	▲ 216	▲ 10.8
19 山梨県	1,238	1,132	▲ 106	▲ 8.6	1,345	107	8.6
20 長野県	3,104	2,654	▲ 450	▲ 14.5	2,689	▲ 415	▲ 13.4
21 岐阜県	2,526	2,343	▲ 183	▲ 7.2	2,459	▲ 67	▲ 2.7
22 静岡県	3,964	3,700	▲ 264	▲ 6.7	3,653	▲ 311	▲ 7.8
23 愛知県	4,385	4,080	▲ 305	▲ 7.0	4,247	▲ 138	▲ 3.1
24 三重県	1,741	1,518	▲ 223	▲ 12.8	1,800	59	3.4
25 滋賀県	943	861	▲ 82	▲ 8.7	1,010	67	7.1
26 京都府	2,558	2,322	▲ 236	▲ 9.2	2,251	▲ 307	▲ 12.0
27 大阪府	5,945	5,232	▲ 713	▲ 12.0	4,720	▲ 1,225	▲ 20.6
28 兵庫県	5,367	4,955	▲ 412	▲ 7.7	5,206	▲ 161	▲ 3.0
29 奈良県	1,407	1,309	▲ 98	▲ 7.0	1,603	196	13.9
30 和歌山県	1,480	1,377	▲ 103	▲ 7.0	1,306	▲ 174	▲ 11.8
31 鳥取県	1,225	1,045	▲ 180	▲ 14.7	1,111	▲ 114	▲ 9.3
32 島根県	1,697	1,459	▲ 238	▲ 14.0	1,478	▲ 219	▲ 12.9
33 岡山県	2,738	2,482	▲ 256	▲ 9.3	2,424	▲ 314	▲ 11.5
34 広島県	3,222	3,002	▲ 220	▲ 6.8	3,240	18	0.6
35 山口県	2,594	2,415	▲ 179	▲ 6.9	2,355	▲ 239	▲ 9.2
36 徳島県	1,646	1,546	▲ 100	▲ 6.1	1,614	▲ 32	▲ 1.9
37 香川県	1,212	1,117	▲ 95	▲ 7.8	1,226	14	1.2
38 愛媛県	2,268	2,087	▲ 181	▲ 8.0	2,120	▲ 148	▲ 6.5
39 高知県	1,383	1,158	▲ 225	▲ 16.3	1,385	2	0.1
40 福岡県	7,371	6,851	▲ 520	▲ 7.1	7,026	▲ 345	▲ 4.7
41 佐賀県	1,731	1,474	▲ 257	▲ 14.8	1,430	▲ 301	▲ 17.4
42 長崎県	2,998	2,428	▲ 570	▲ 19.0	2,670	▲ 328	▲ 10.9
43 熊本県	3,411	3,173	▲ 238	▲ 7.0	3,216	▲ 195	▲ 5.7
44 大分県	2,224	1,978	▲ 246	▲ 11.1	2,250	26	1.2
45 宮崎県	1,952	1,774	▲ 178	▲ 9.1	1,862	▲ 90	▲ 4.6
46 鹿児島県	4,061	3,772	▲ 289	▲ 7.1	3,703	▲ 358	▲ 8.8
47 沖縄県	2,761	2,450	▲ 311	▲ 11.3	2,552	▲ 209	▲ 7.6
全国計	145,919	133,733	▲ 12,186	▲ 8.4	136,993	▲ 8,926	▲ 6.1

サービス量の実績等

サービス種類		居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援【訪問系サービス】									
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績						達成率	
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	384.4 万時間	425.7 万時間	482.1 万時間	316.4 万時間	324.8 万時間	325.8 万時間	366.0 万時間	394.5 万時間	0.93	0.82	
サービス利用者数	12.6 万人	13.8 万人	15.1 万人			10.8 万人	11.9 万人	13.2 万人	0.96	0.87	
※1 実績値は、各年度3月期の実績 ※2 サービス利用者数の見込みは、第2期計画(平成21年度～)より ※3 平成18年度及び平成19年度(一部を除く)の実績値は、都道府県報告の集計 ※4 平成19年度の一部(療養介護、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援)、平成20年度、平成21年度及び平成22年度の実績値は、国保連データ 以下、同様				内訳							
				居宅介護	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)		
					— 万時間	— 万時間	192.1 万時間	217.4 万時間	235.9 万時間		
				重度訪問介護	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)		
					— 万時間	— 万時間	125.2 万時間	137.8 万時間	146.6 万時間		
				行動援護	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)		
					— 万時間	— 万時間	8.0 万時間	10.4 万時間	11.8 万時間		
				重度障害者等包括支援	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)		
					— 万時間	— 万時間	0.4 万人	0.5 万人	0.6 万人		
								平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
				— 万時間	— 万時間	0.5 万時間	0.4 万時間	0.2 万時間			
				— 万時間	— 万時間	0.0 万人	0.0 万人	0.0 万人			

サービス種類		生活介護【日中活動系サービス】									
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績					達成率		
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	204.9 万人日分	262.7 万人日分	380.0 万人日分	25.1 万人日分	77.4 万人日分	132.9 万人日分	213.7 万人日分	275.4 万人日分	1.05	0.72	
サービス利用者数	10.8 万人	13.8 万人	18.9 万人			7.4 万人	11.2 万人	14.3 万人	1.04	0.76	

サービス種類		自立訓練(機能訓練)【日中活動系サービス】									
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績					達成率		
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	5.0 万人日分	6.3 万人日分	9.2 万人日分	1.2 万人日分	2.4 万人日分	2.9 万人日分	3.1 万人日分	3.3 万人日分	0.52	0.36	
サービス利用者数	0.4 万人	0.4 万人	0.6 万人			0.3 万人	0.2 万人	0.2 万人	0.50	0.33	

サービス種類		自立訓練(生活訓練)【日中活動系サービス】									
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績					達成率		
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	21.7 万人日分	27.3 万人日分	39.1 万人日分	3.7 万人日分	9.5 万人日分	13.2 万人日分	16.3 万人日分	17.4 万人日分	0.64	0.45	
サービス利用者数	1.2 万人	1.5 万人	3.8 万人			0.8 万人	0.9 万人	1.0 万人	0.67	0.26	

サービス種類		就労移行支援【日中活動系サービス】									
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績					達成率		
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	39.8 万人日分	47.4 万人日分	60.5 万人日分	6.2 万人日分	19.1 万人日分	29.8 万人日分	36.5 万人日分	36.7 万人日分	0.77	0.61	
サービス利用者数	2.0 万人	2.4 万人	3.0 万人			1.6 万人	1.9 万人	2.1 万人	0.88	0.70	

サービス種類		就労継続支援A型【日中活動系サービス】									
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績					達成率		
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	18.3 万人日分	23.5 万人日分	32.3 万人日分	2.9 万人日分	7.6 万人日分	12.4 万人日分	18.2 万人日分	25.9 万人日分	1.10	0.80	
サービス利用者数	0.9 万人	1.1 万人	1.5 万人			0.6 万人	0.9 万人	1.3 万人	1.18	0.87	

サービス種類		就労継続支援B型【日中活動系サービス】									
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績					達成率		
				第1期計画			第2期計画				
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B	
サービス見込量	134.4 万人日分	170.4 万人日分	234.8 万人日分	16.5 万人日分	53.3 万人日分	90.7 万人日分	140.8 万人日分	178.1 万人日分	1.05	0.76	
サービス利用者数	7.1 万人	9.0 万人	11.8 万人			5.2 万人	7.7 万人	10.3 万人	1.14	0.87	

サービス種類											療養介護【日中活動系サービス】										
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績						達成率											
				第1期計画			第2期計画														
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B											
サービス見込量	0.3 万人分	0.3 万人分	0.7 万人分	0.2 万人分	0.2 万人分	0.2 万人分	0.2 万人分	0.2 万人分	0.67	0.29											
サービス利用者数	0.3 万人	0.3 万人	0.7 万人			0.2 万人	0.2 万人	0.2 万人	0.67	0.29											

サービス種類											児童デイサービス【日中活動系サービス】										
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績						達成率											
				第1期計画			第2期計画														
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B											
サービス見込量	29.5 万人日分	32.4 万人日分	35.9 万人日分	20.2 万人日分	22.2 万人日分	23.8 万人日分	29.3 万人日分	34.9 万人日分	1.08	0.97											
サービス利用者数	4.2 万人	4.6 万人	4.9 万人			4.2 万人	5.0 万人	6.1 万人	1.33	1.24											

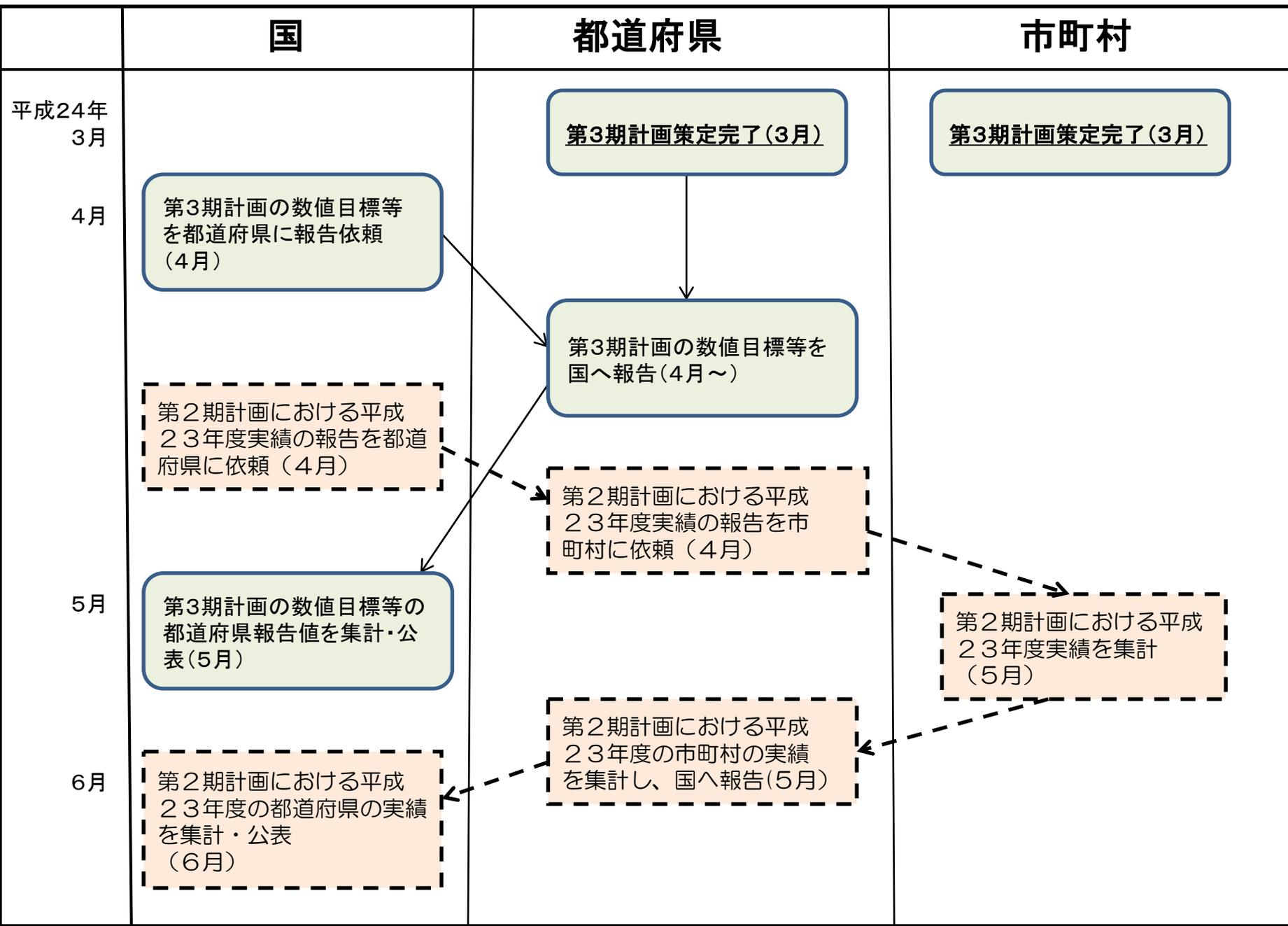
サービス種類											短期入所【日中活動系サービス】										
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実績						達成率											
				第1期計画			第2期計画														
項目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B											
サービス見込量	22.0 万人日分	24.2 万人日分	28.0 万人日分	15.2 万人日分	16.4 万人日分	18.0 万人日分	19.9 万人日分	21.0 万人日分	0.87	0.75											
サービス利用者数	3.2 万人	3.6 万人	4.0 万人			2.4 万人	2.7 万人	2.8 万人	0.78	0.70											

サービス種類	共同生活援助・共同生活介護【居住系サービス】									
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実 績					達成率	
				第1期計画			第2期計画			
項 目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	5.9 万人分	6.8 万人分	8.3 万人分	3.7 万人分	4.2 万人分	4.8 万人分	5.6 万人分	6.3 万人分	0.93	0.76
サービス利用者数	5.9 万人	6.8 万人	8.3 万人			4.8 万人	5.6 万人	6.3 万人	0.93	0.76
				内 訳						
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	平成22年度(C)		
共同生活援助				— 万時間	1.8 万人分	2.0 万人分	2.0 万人分	2.2 万人分		
						2.0 万人	2.0 万人	2.2 万人		
				平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度(C)	平成22年度(C)		
共同生活介護				— 万時間	2.4 万人分	2.8 万人分	3.6 万人分	4.1 万人分		
						2.8 万人	3.6 万人	4.1 万人		

サービス種類	施設入所支援【居住系サービス】									
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実 績					達成率	
				第1期計画			第2期計画			
項 目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	6.0 万人分	8.1 万人分	12.9 万人分	0.4 万人分	1.6 万人分	3.1 万人分	5.2 万人分	7.1 万人分	0.88	0.55
サービス利用者数	6.0 万人	8.1 万人	12.9 万人			3.1 万人	5.2 万人	7.1 万人	0.88	0.55

サービス種類	相談支援【相談支援】									
都道府県のサービス見込量集計数(第2期計画)				実 績					達成率	
				第1期計画			第2期計画			
項 目	平成21年度	平成22年度(A)	平成23年度(B)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(C)	C/A	C/B
サービス見込量	1.6 万人分	2.1 万人分	2.9 万人分	— 万人分	— 万人分	0.2 万人分	0.3 万人分	0.4 万人分	0.19	0.14
サービス利用者数	1.6 万人	2.1 万人	2.9 万人			0.2 万人	0.3 万人	0.4 万人	0.19	0.14

障害福祉計画の今後の予定



7 特別児童扶養手当等について

(1) 手当額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」、昭和60年の「国民年金法等の一部を改正する法律」附則（経過的福祉手当）及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」（平成17年法律第9号）に基づき、毎年度、物価の変動に応じて手当額を改定してきたところである。

平成24年4月からの手当額については、平成23年の全国消費者物価指数が、基準となる平成22年の物価と比較してマイナス0.3%となったことから、法律の規定に従って平成24年度の手当額が0.3%引き下げられる。（政令改正予定）

また、物価スライドの特例措置については、平成12年度以降、年金と合わせて、物価下落時に据え置き措置が採られた経緯から、現在、1.7%の特例水準が生じているが、年金と同様に、本来の水準に計画的に引き下げる。今後、法律改正を行う予定である。

具体的には、平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年10月から△0.6%、25年度△0.6%、26年度△0.5%の予定。

	平成23年度		平成24年4月～		平成24年10月～
特別児童扶養手当（1級）	50,550円	→	50,400円	→	50,100円
〃（2級）	33,670円	→	33,570円	→	33,370円
特別障害者手当	26,340円	→	26,260円	→	26,100円
障害児福祉手当	14,330円	→	14,280円	→	14,200円
福祉手当（経過措置分）	14,330円	→	14,280円	→	14,200円

(2) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当及び福祉手当（経過措置分）の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様に据え置く予定である。

本 人

特別児童扶養手当（4人世帯・年収）	770.7万円	→	据え置き
その他の（2人世帯・年収）	565.6万円	→	据え置き
扶養義務者等（6人世帯・年収）	954.2万円	→	据え置き

(3) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金については、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」（昭和40年政令第270号）に基づき交付されているところであるが、平成23年度事業実績報告及び平成24年度当初交付申請に係る都道府県と市町村の事務費単価については、現在、平成23年人事院勧告の実施や国家公務員給与特例法の成立についての見通しが立っていないことから、決定次第お知らせする。

(4) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の認定基準の改正について

「国民年金・厚生年金保険障害認定基準の一部改正について」（平成23年6月30日年発第0630第1号厚生労働省年金局長通知）が公布され、精神の障害について、近年の医学的知見を踏まえ、認定基準及び診断書の見直しが行われたところである。

特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当についても近年の医学的知見等を踏まえ、精神の障害に「発達障害」の認定基準を明記するなど、認定基準及び診断書の見直しを行い、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3における障害の認定要領の一部改正について」平成23年8月9日付障発0809第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成23年9月1日から適用）及び「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準の一部改正について」平成23年8月9日付障発0809第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知（平成23年9月1日から適用）を発出しているので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

8 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月に創設されておりますので、制度の一層の周知を図るため、各都道府県及び市区町村を通じ引き続き制度の周知・広報をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格が喪失し、再び受けることはできなくなるのでご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会が多い方々を通じた周知についてもご協力方お願いしたい。（制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照）

なお、平成24年度の額は、平成23年の全国消費者物価指数が前年度と比較してマイナス0.3%となったことから引き下げとなるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

	(平成23年度)		(平成24年度)
障害基礎年金1級相当に該当する方	49,650円	→	49,500円 (2級の1.25倍)
障害基礎年金2級相当に該当する方	39,720円	→	39,600円

9 平成24年度障害者総合福祉推進事業について

現在、平成25年4月に向け新たな法案が施行予定で、制定・実施に向けた作業が進んでいるが、都道府県及び市町村の現場では、克服すべき課題が依然残っている状況である。

また、昨年3月に発生した東日本大震災は、多くの被災者が、現在も仮設住宅等で暮らしている状況であり、なかでも障害を持った被災者は、特に不自由な生活を強いられている。

このような状況の中、これらの課題解決のため具体的な検討が必要となる課題について、地域における実践的工夫や取組を踏まえた検討や実態調査による把握を行い、試行的取組等を通じた提言を得ることを目的とし、本事業を実施することとしている。

平成24年度に実施する募集テーマ等は、現在検討中であるが、平成24年度早期に公募を開始することとしている。

公募に際しては、各都道府県に通知するので、貴管内の市町村及び公益法人等関係する法人に対して、本事業の周知をお願いしたい。

また、厚生労働省のホームページにおいても、事業内容を公表するので参考願いたい。

(1) 予算(案) 2億円

(2) 事業実施主体

- ・都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）
- ・社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人その他厚生労働大臣が特に必要と認めた法人

(3) 実施方法

公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において事前審査を行い、適当と認められた事業について採択を行う。

(4) 事業内容

ア 補助基準額

1,000万円を上限とする。

イ 補助率

定額（対象経費の10/10）

ウ 補助対象事業（平成23年度の実施例）

- ・障害福祉サービスにおける日中活動プログラムに関する調査について
- ・地域移行・地域定着支援の充実強化に向けた事例集とガイドラインの作成について
- ・災害時要援護者（障害者）支援体制に関する調査について

企画課監査指導室

1 障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の整備について

障害者自立支援法等の一部改正により、新たに障害福祉サービス事業者等に業務管理体制の整備及び届出が義務付けられるとともに、国、都道府県及び市町村に当該事業者の本部等への立入権限が付与された。

この業務管理体制の整備及び届出に関する施行期日は、平成24年4月1日としている。

(1) 業務管理体制の整備及び届出

業務管理体制の整備に係る届出については、指定事業所等の事業展開地域により、届出先が国（※1）、都道府県又は市町村に分かれること、国において、全国の事業者データの管理を行うシステムを整備（平成24年10月稼働予定（※2））を行うこととしていることから、各届出先において、別紙のとおり、届出の受理やシステムへの入力を行うこととなるので、ご協力願いたい。

※1 届出先が国所管となるものの一部については、平成24年10月に地方厚生局に移管予定。

※2 平成24年10月のシステム稼働（予定）までの間は、国・都道府県・市町村において、届出管理表において、それぞれ届出情報を管理し、システム稼働時に届出管理表のデータを移行する予定。

なお、届出の受理やシステムの入力等の詳細は別途お示しする。

(2) 事業者の業務管理体制における監督体制について

障害福祉サービス事業者等における業務管理体制が新たに整備されたところであり、制度が適切に運用されるためには、国、都道府県及び市町村において、事業者等への業務管理体制の整備・運営状況に対する適切な監督・助言を実施する必要がある。

については、「業務管理体制の整備について（概要）」（参考資料1）に事業の実施主体となる障害福祉サービス事業者等を整理したところである。

また、「障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針」（参考資料2）として都道府県等における検査手順等の指針を示す予定としているので、これを参考とし、すべての事業者を対象とした計画的な確認検査が実施できるよう体制整備をお願いする。

なお、業務管理体制の整備に関する障害福祉サービス事業者等への指導・助言に係る旅費等については、平成24年度交付税に計上されることとなったので、ご了知願いたい。

事業者の業務管理体制の監督体制

事業者・施設等の指定権者

都道府県等

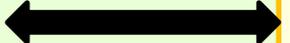
- (都道府県・指定都市・中核市)
- ・ 指定障害福祉サービス事業者
- ・ 指定障害者支援施設
- ・ 指定一般相談支援事業者
- (都道府県・指定都市・児童相談所設置市)
- ・ 指定障害児通所支援事業者
- ・ 指定障害児入所施設

市町村

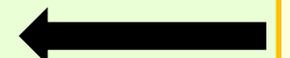
- ・ 指定特定相談支援事業者
- ・ 指定障害児相談支援事業者

事業者、施設等の設置者

- ・ 報告等の権限行使の際の連携
- ・ 指定権者からの権限行使の要請



- ・ 業務管理体制の整備に関する事項の届出



- ・ 報告徴収、質問、立入検査の実施
- ・ 勧告、命令等の実施

業務管理体制の監督権者

国

- 次のうち指定事業所等が2以上の都道府県に所在する者
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者
 - ・ 指定障害者支援施設の設置者
 - ・ 指定一般相談支援事業者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児通所支援事業者
 - ・ 指定障害児入所施設の設置者
 - ・ 指定障害児相談支援事業者
- 指定医療機関の設置者
- のぞみの園の設置者

市町村

- 次のうち指定事業所が同一市町村内に所在する者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児相談支援事業者

都道府県等

- 次のうち指定事業所等が同一都道府県内に所在する者
 - ・ 指定障害福祉サービス事業者
 - ・ 指定障害者支援施設の設置者
 - ・ 指定一般相談支援事業者
 - ・ 指定障害児通所支援事業者
 - ・ 指定障害児入所施設の設置者
- 次のうち指定事業所が同一都道府県内の2以上の市町村に所在する者
 - ・ 指定特定相談支援事業者
 - ・ 指定障害児相談支援事業者

届出に関する連携



事業者の業務管理体制の整備(案)

1. 事業者が整備する業務管理体制

業務管理体制の整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的実施
		業務が法令に適合することを確保するための規程の整備	業務が法令に適合することを確保するための規程の整備
	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上

2. 届出書に記載すべき事項

届出事項	対象となる事業者等
①事業者の ・名称又は氏名 ・主たる事業所の所在地 ・代表者の氏名、生年月日、住所、職名	全ての事業者
②法令遵守責任者の氏名、生年月日	全ての事業者
③業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者
④業務執行の状況の監査の方法の概要	事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者

3. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先（案）

区 分	届 出 先				
① 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者					
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td data-bbox="306 282 1456 389">指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者</td> <td data-bbox="1456 282 2011 389">厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="306 389 1456 668">上記以外の事業者等(注)</td> <td data-bbox="1456 389 2011 668">厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課) 〔平成24年10月以降は、 地方厚生局に移管予定〕</td> </tr> </table>	指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課)	上記以外の事業者等(注)	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課) 〔平成24年10月以降は、 地方厚生局に移管予定〕	
指定事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課)				
上記以外の事業者等(注)	厚生労働省本省 (社会・援護局障害保健福祉部企画課) 〔平成24年10月以降は、 地方厚生局に移管予定〕				
② 次のうち指定事業所が同一の市町村内に所在する者 ・指定特定相談支援事業者 ・指定障害児相談支援事業者	市 町 村				
③ ①及び②以外の事業者	都 道 府 県 等				

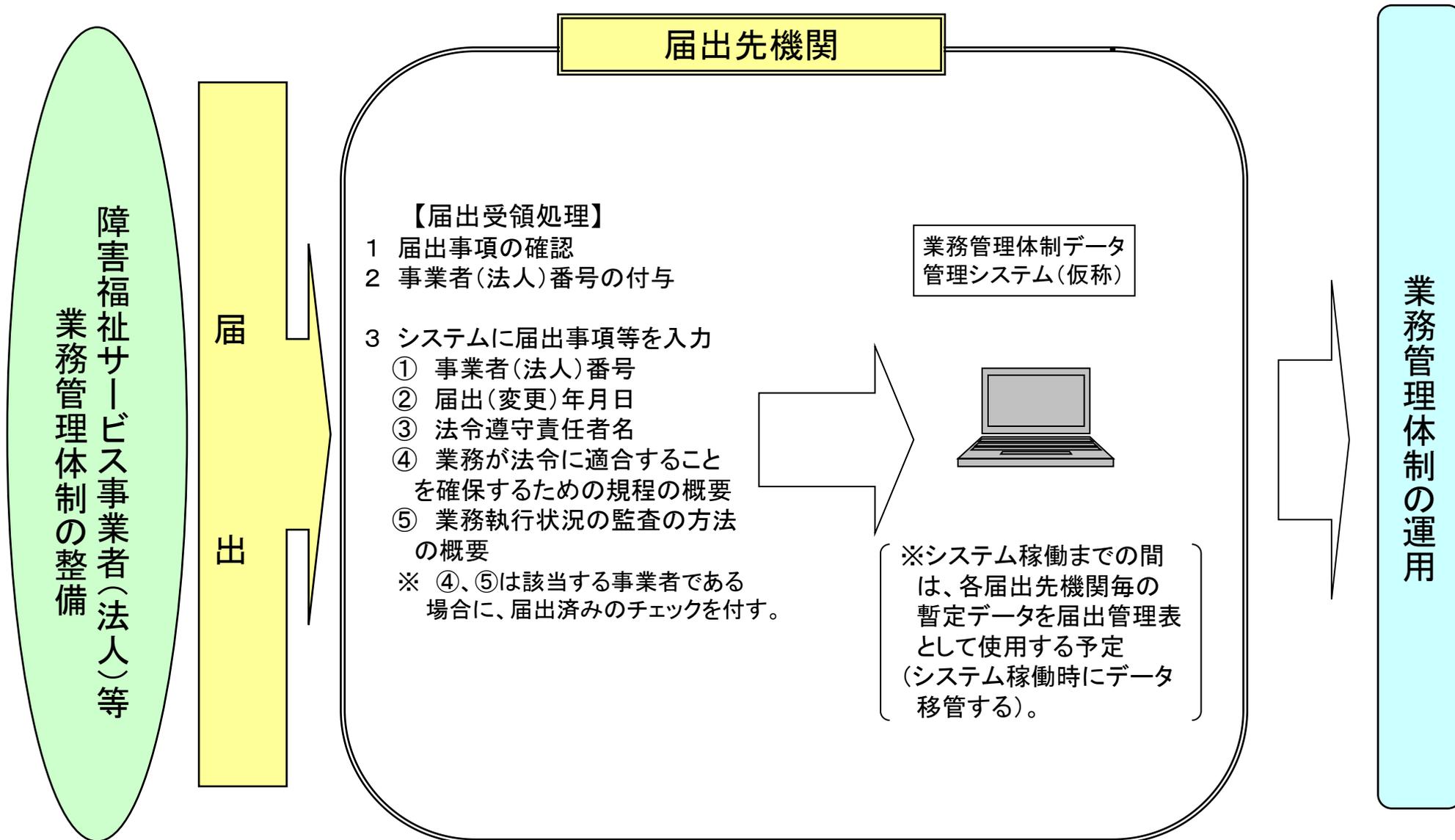
(注) 2つの地方厚生局管轄区域に指定事業所等が所在する事業者及び1つの地方厚生局管轄区域に指定事業所等が所在する事業者をいう。

※届出先が上記3①(厚生労働本省又は地方厚生局)の場合の留意点

(1) 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者は、事業所等がいくつの地方厚生局管轄区域に所在しているかを確認する。

- ① 1つの地方厚生局管轄区域に指定事業所等が所在する事業者
→ 当該地方厚生局に届出
- ② 2つの地方厚生局管轄区域に指定事業所等が所在する事業者
→ 指定事業所等の数を比較して、その数の多い地方厚生局に届出
- ③ 3つの地方厚生局管轄区域に指定事業所等が所在する事業者
→ 厚生労働省本省(社会・援護局障害保健福祉部企画課)に届出

業務管理体制の整備に関する事項の届出の事務処理(案)



業務管理体制データ管理システム(仮称)の整備について

1 システム整備の趣旨

事業者の情報については、現在、指定事業所等の単位で管理・把握しているのみであり、法人単位でのデータは存在しない。

また、業務管理体制の整備及び届出については、①事業者の事業規模により整備すべき業務管理体制の内容が異なること、②指定事業所等の事業展開地域により届出(国、都道府県、市町村)が異なることから、国、都道府県、市町村において、業務管理体制に関する届出の受理及び監督業務を適切に行うためには、事業者毎の指定事業所数及び指定事業所等の所在地を全国的に集約したデータ管理が必要となる。

このため、国において、平成24年度予算(案)により、データ管理のためのシステム整備(平成24年10月稼働予定)を行うこととしている。

2 業務管理体制データ管理システムの概要

業務管理体制データ管理システムにおいては、平成22年12月に成立した、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)において、障害福祉サービス事業者等に義務づけられることとなった業務管理体制の整備及び届出について、行政機関の監督業務が適切に行われるよう、

- ① 事業者情報を監督権者別に管理、
- ② 業務管理体制に関する届出状況を管理、
- ③ 行政機関間で当該情報を共有化

を行う予定である。

なお、当該システムのデータ入力、閲覧については、国、都道府県、市町村で使用している業務用端末を利用する予定である。

3 システム稼働までの事務処理

システムが稼働するまでの間においては、国・都道府県・市町村で、業務管理体制に関する届出状況管理などの業務に活用するため、届出管理表を作成することとしている。

届出管理表の使用方法等の詳細については、別途お示しする予定である。

業務管理体制の整備に係るスケジュール(予定)

- ①事業所データの法人単位への名寄せ作業 2月
- ・厚生労働省が各都道府県から収集した事業所データを事業者名、事業者住所等により名寄せを実施
 - ・名寄せ後のデータを都道府県へ送付、内容確認
(都道府県において、事業所データの漏れ等のチェック)

- ②関係通知等発出 2月～3月
- ・5月～9月の暫定期間中の留意点
 - ・システム概要
 - ・届出管理表

- ③システム開発 5月～9月

暫定期間(法施行からシステム運用開始までの間)

- ④届出管理表の暫定データをシステムに移管 9月

- ⑤システム運用開始 10月

※届出管理表の活用

(システム運用開始までの暫定期間(4月～9月)使用)

○ 届出管理表とは

- エクセル表形式で作成した事業者届出状況の管理を行うもの
- システム運用開始(10月予定)するまでの間の暫定使用
- システム運用開始にあたっては、当該データをシステムに移管し、活用

【届出事項の入力等】

- 1 届出事項の確認
- 2 事業者(法人)番号の付与
- 3 届出管理表に届出事項等を入力
 - ① 事業者(法人)番号
 - ② 届出(変更)年月日
 - ③ 法令遵守責任者名
 - ④ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
 - ⑤ 業務執行状況の監査の方法の概要

※ ④、⑤は該当する事業者であり、届出済みのチェックを付す。

届出管理表(イメージ)

項番	事業者						業務管理体制の整備に関する届出事項						事業所				
	名称	法人種別	住所	代表者名			事業者(法人)番号	届出(変更)年月日	法令遵守責任者		業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	業務執行の状況の監査の方法の概要	項番	事業所番号	事業所名	サービス種別	住所
				氏名	職名	生年月日			氏名	生年月日							
1	株式会社 ○○	05:営 利法 人	東京都千代 田区霞が関1 -2-2	東京太郎	代表取締役 社長	昭和30年1月1日	12345678901234	平成23年5月1日	厚生花子	昭和40年1月1日	提出済	提出済	1	131111111	○○訪問介 護センター	居宅介護	東京都千代田 区○○
													2	131111111	○○訪問介 護センター	重度訪問介 護	東京都千代田 区○○
													3	131222222	△△訪問介 護センター	居宅介護	東京都港区 △△
													⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
													100	⋯⋯⋯	□□訪問介 護センター	居宅介護	東京都⋯
2	株式会社 ××	1
													2

業務管理体制・所管事業者数について

所 管	事業者数		
	障害者自立支援法	児童福祉法	計
厚生労働省所管	231	15	246
都道府県所管	24,313	543	24,856
総事業者数	24,544	558	25,102

※名寄せに使用したデータは、平成23年12月1日時点の事業所データ

業務管理体制の整備について(概要)

参考資料1

根拠規定	障害者自立支援法 第51条の2	障害者自立支援法 第51条の31	児童福祉法 第21条の5の25	児童福祉法 第24条の19の2	児童福祉法 第24条の38					
事業の実 施主体・ 施設の設 置主体	指定事業者等 (同法第42条第1項)		指定相談支援事業者 (同法第51条の22第1項)		指定障害児事業者等 (同法第21条の5の17第1項)		指定障害児入所施設等の設置者 (同法第24条の2第1項)		指定障害児相談支援事業者 (同法第24条の26第1項第1号)	
	指定障害福祉 サービス事業者	指定障害者支援 施設等の設置者	指定一般相談 支援事業者	指定特定相談支援 事業者	指定障害児通所支 援事業者	指定医療機関の 設置者	指定障害児入所施設	指定医療機関	指定障害児相談支援事業者	
定義	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が指定する障害福祉サービス事業者(同法第29条第1項) ・「障害福祉サービス事業」とは、障害福祉サービス(障害者支援施設、のぞみの園その他厚生労働省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス(施設入所支援及び厚生労働省令で定める障害福祉サービスをいう。)を除く。)を行う事業(同法第5条1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定障害者支援施設又はのぞみの園(同法第34条第1項)の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が指定する一般相談支援事業者(同法第51条の14第1項) ・「一般相談支援事業」とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業(同法第5条第17項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が指定する特定相談支援事業者(同法第51条の17第1項第1号) ・「特定相談支援事業」とは、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業(同法第5条第17項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が指定する障害児通所支援事業者(同法第21条の5の3) ・「障害児通所支援」とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、「障害児通所支援事業」とは、障害児通所支援を行う事業(同法第6条の2第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(同法第6条の2第3項)の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が指定する障害児入所施設(同法第24条の2第1項) ・「障害児入所施設」とは、次に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該区分に定める支援を行うことを目的とする施設 <ul style="list-style-type: none"> ①福祉型障害児入所施設：保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与 ②医療型障害児入所施設：保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療(同法第42条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するもの(同法第6条の2第3項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長が指定する障害児相談支援事業者(同法第24条の26第1項第1号) ・「障害児相談支援」とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、「障害児相談支援事業」とは、障害児相談支援を行う事業(同法第6条の2第6項) 	
届出先・ 監督権者	国(厚生労働大臣)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所又は施設が二以上の都道府県の区域に所在する指定事業者等 ・のぞみの園の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定相談支援事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児通所支援事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関の設置者 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児入所施設の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定医療機関の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が二以上の都道府県の区域に所在する指定障害児相談支援事業者 		
	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の指定事業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記・下記以外の指定相談支援事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の指定障害児通所支援事業者 	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の指定障害児入所施設の設置者 ※同法第2章第2節第3款(第21条の5の25等)の準用。 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・上記・下記以外の指定障害児相談支援事業者 	
	市町村	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在する指定特定相談支援事業者 	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・当該指定に係る事業所が一の市町村の区域に所在する指定障害児相談支援事業者 	

(参考資料2)

(案)

障発第 号
平成〇〇年〇月〇〇日

都道府県知事
各 指定都市長 殿
中核市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害福祉サービス事業者に係る業務管理体制の監督について（通知）

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）により、障害福祉サービス事業者の業務管理体制の整備等が図られ、障害福祉サービス事業者による適正なサービスの提供を確保するため、法令等を遵守するための業務管理体制の整備・届け出の義務付け及び障害福祉サービス事業者に対する立入検査権等の創設等を内容とする所用の改正が行われたところである。

については、障害福祉サービスの適正化について一層の推進を図る観点から、別添「障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針」を定め、平成24年4月1日から適用することとしたので、都道府県及び市町村においては、本通知を参考に効率的かつ効果的な業務管理体制の監督に努められたい。

また、各都道府県におかれては、管内市町村への周知徹底について配慮されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

（別添）

障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき実施する障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査及びこれに付随する事務（以下「検

査等」という。)に関し、その運用の基本的考え方及び実施手続き等について下記のとおり示すので十分留意するとともに、国、都道府県、市町村の関係機関と連携の上、その的確かつ効果的な検査等の実施に努めるものとする。

記

第1 目的

この障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査指針は、検査実施機関が障害者自立支援法第51条の3、第51条の4、第51条の32、第51条の33の規定、児童福祉法第21条の5の26、第21条の5の27、第24条の19の2、第24条の39、第24条の40の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定事業者等及び指定相談支援事業者並びに児童福祉法に基づく指定障害児事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的事項等を定めることにより、その的確かつ効果的な検査の実施並びに均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

第2 検査実施機関

- 1 都道府県 2及び3に掲げる障害福祉サービス事業者以外の障害福祉サービス事業者
- 2 市町村 特定相談支援事業のみを行う指定特定相談支援事業者であって、当該指定に係る事業所が1の市町村の区域に所在するもの。
指定障害児相談支援事業者であって、当該指定に係る障害児相談支援事業所が1の市町村の区域に所在するもの。
- 3 国 当該指定にかかる事業所若しくは施設（以下「指定事業所等」という。）が2以上の都道府県の区域に所在する障害福祉サービス事業者、のぞみの園及び指定医療機関の設置者。

第3 検査体制

検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で実施するとともに、指定事業所等の指定権限を有する都道府県、市町村の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

第4 検査等

- 1 検査
 - (1) 一般検査
業務管理体制の届出内容を確認するため、実施するものとする。
 - (2) 特別検査
指定事業所等の指定取消処分相当事案が発生した場合に、実施するものとする。

2 検査等実施方法

(1) 実施計画及び検査対象の選定

① 一般検査

検査担当部局は、すべての事業者を対象として計画的に検査を実施することとし、毎年度末までに翌年度の実施計画を策定し、当該検査対象障害福祉サービス事業者に対し示すとともに、当該事業者の指定事業所等の指定権者（都道府県又は市町村）に情報提供し、必要に応じて調整を図るものとする。

② 特別検査

都道府県等の監査等において、指定事業所等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合、指定権者（都道府県又は市町村）と連携を図り、障害福祉サービス事業者を対象とする。

(2) 実施通知

検査の実施に当たっては、検査対象となる障害サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者の氏名、その他必要な事項を通知するものとする。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、この限りでない（通知していない場合は、立入時に速やかに告知する。）。

(3) 一般検査の実施

監督部局は、業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、以下の方法により定期的に検査を実施する。

- ① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容、業務が法令に適合することを確保するための規程の内容及び業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）実施状況とその内容について、報告等を求める。
- ② 障害福祉サービス事業者の従業者に出頭を求める。
- ③ 障害福祉サービス事業者へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。

(4) 特別検査の実施

- ① 指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該障害福祉サービス事業者及び指定事業所等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。
- ② 障害福祉サービス事業者が行政上の措置にかかる命令に違反したときは、当該違反の内容を指定事業所等の権限を有する関係市町村に通知するとともに、他の事業所等の指定（許可）・更新の拒否に該当する旨、あわせて通知するものとする。

(5) 検査における留意事項

- ① 身分を証明する証票の携帯
検査担当職員は、身分を証明する証票を携帯すること。
- ② 検査担当職員の心得

ア 公正・公平な検査の実施

法律に基づいた権限行使であることを自覚し、公正・公平な検査の実施に努めなければならない。

イ 法に定める適正な手続き

検査が私企業等に対する立入権限の行使を含むものであることを自覚し、検査の実施に当たっては、適正な手続きを確保するとともに、効率的・効果的な検証の実施に努め、法律の目的に照らして必ずしも必要のない点にまで検査に及んでいないかを、不断に問い直さなければならない。

③ 検証

検査担当職員は、業務管理体制の整備状況の検査に当たって、事実を的確に把握し、問題点を示したうえで、障害福祉サービス事業者の説明及び意見を聴取し、その理解や認識を確認すること。

また、障害福祉サービス事業者等の業務管理体制の的確な実態把握等の観点から、随時、資料等を求めることができる。

ただし、資料等を求めるに当たっては、障害福祉サービス事業者が保持するものを活用し、検査会場で閲覧するなど、真に必要なもの以外は持ち帰ることがないように留意すること。

④ 立入検査終了手続

検査担当職員は、立入検査終了に当たり、立入検査の過程で把握した事実関係について、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行うこと。

改善を要する事項は、文書により通知するものとし、対応結果について、期限を付して報告を求めるものとする。

⑤ その他

監督部局は、被検査事業者の検査等に対する負担軽減を常に意識し、適切な見直しに努めること。

2 行政上の措置等

(1) 検査の結果、以下の行政上の措置をとる場合は、障害福祉サービス事業者に対し、期限を付して文書で通知するものとする。

① 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認めるときは、障害福祉サービス事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

なお、勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

② 命令

勧告を受けた障害福祉サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(2) 障害福祉サービス事業者が上記(1)②の命令に違反したときは、文書で関係市町村長に通知するものとする。

(3) 市町村長の求めに応じて立入検査を実施した場合の結果は、求めのあった市町村長に文書で通知するものとする。

なお、指定事業所等の指定取消が行われた不正事案への障害福祉サービス事業者の組織的関与の有無を検証した場合は、その結果を当該事業者が運営する他の指定事業所等の指定権者である市町村長に対しても通知するものとする。

第5 情報管理

検査担当職員は、検査等に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法令、一般的な行政文書の管理に関する規程等に即して、検査及び指導監督の目的以外には使用しないよう適切に管理する。

第6 その他

都道府県又は市町村は、業務管理体制の検査の実施状況等について、別に定めるところにより厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

2 平成24年度における障害保健福祉行政事務指導監査等について

(1) 障害者自立支援法等に基づく指導監査

都道府県においては、障害者自立支援法等に基づく指導監査は、「指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について」、「自立支援給付支給事務等の市町村の指導について」及び「障害者支援施設等に係る指導監査について」（平成19年4月26日障発第0426001号、第0426002号、第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参考とし、適切な指導監査の実施をお願いしたい。

また、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の実施にあたって、法令・基準の遵守と適切なサービス提供などに重点を置いた指導を実地に行うとともに、管内市町村に対しては、適切な支給決定に重点を置いた指導をお願いしたい。

さらに、近年、指定障害福祉サービス事業者の不正受給等による指定取消等や障害者に対する虐待に係る事件が報道されているが、これらはサービスの根幹を揺るがすとともに、人権に関わる問題であるので、これら情報が寄せられた場合には、関係機関との連携のもと機動的かつ適切に対応するようお願いしたい。

なお、厚生労働省においても、各都道府県に対し実地指導を実施し、併せて都道府県の市町村に対する実地指導の検証を行ったところである。

平成22年度における都道府県に対して実施した実地指導の結果、是正又は改善を図る必要があると指摘した主な項目は以下のとおりであるので、今後、適切に対応するようお願いしたい。

(主な指摘事項)

- ・市町村指導に係る指摘基準及び重点項目が策定されていない
- ・指定自立支援医療機関に対する実地指導が未実施
- ・指定自立支援医療機関の指定日を指定決定のあった月の翌月初日としていない
- ・自立支援医療費の支給認定の自己負担上限額の決定に当たり、所得確認が不十分
- ・自立支援医療費の支払いに係る審査点検が未実施又は不十分

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査

都道府県においては、指導監査は、「特別児童扶養手当市町村事務取扱準則」（昭和50年8月13日児発第532号の2厚生省児童家庭局長通知）及び「児童扶養手当及び特別児童扶養手当関係書類市町村審査要領」（昭和48年10月31日児企第48号厚生省児童家庭局企画課長通知）を踏まえて実施するとともに、「特別児童扶養手当等支給事務指導監査の実施について」（平成12年6月21日障第488号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）の別紙「特別児童扶養手当等支給事務監査要綱」を参考として、適正な指導監査の実施をお願いしたい。

また、地方事務所等に指導監査を委任等している都道府県にあつては、監査マニュアルの作成、これらに関する研修を行うこと等により、監査担当職員の資質の向上、統一的な指導監査の実施をお願いしたい。

なお、平成22年度の指導監査を踏まえ、以下につき適切な対応をお願いしたい。

ア 特別児童扶養手当について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定について、平成14年3月28日障発第0328009号厚生省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」に基づく的確な認定をお願いしたい。

(イ) 適正な請求書受理事務

認定請求書の受理事務について、診断書、身体障害者手帳又は療育手帳の写の添付及び住民票の写・戸籍謄本等の確認、関係機関への照会、公的年金受給権の確認の徹底をお願いしたい。

(ウ) 支給要件等の審査の徹底

支給要件の審査に当たり、生計維持（同一）関係については、戸籍及び住民票により確認し、所得状況については課税台帳等により確認することとし、また、障害程度の変動による手当額の改定に当たっては、診断書等の資料に基づく適正な処理をお願いしたい。

イ 特別障害者手当等について

(ア) 適正な障害程度の認定

障害程度の認定状況をみると、医学的・専門的判断が必要であるにもかかわらず、囑託医等の意見を求めずに認定が行われている等の事例が認められるので、昭和60年12月28日社更第162号厚生省社会局長通知「障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について」に基づく的確な認定をお願いしたい。

(イ) 適正な所得審査

所得額の把握については、税務担当部署との緊密な連携等による的確な所得審査をお願いしたい。

(ウ) 現況調査等の徹底

受給資格について、社会福祉施設等への入所の有無、3か月を超える入院の状況、死亡等を的確に把握するため、市町村、福祉事務所等の関係機関と連絡を密にして、十分な調査確認が行われるよう指導するとともに、受給資格者の資格喪失に係る届出義務について周知徹底をお願いしたい。

(3) 精神科病院に対する実地指導

各都道府県及び各指定都市におかれては、毎年度、管下の精神科病院に対する実地指導等の実施により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）の適正な運用の推進にご尽力いただいているところである。

厚生労働省においても、各都道府県等に対し精神保健福祉法に関する行政事務指導監査を実施し、併せて都道府県等の精神科病院に対する実地指導の検証を行ったところである。

平成22年度の指導監査の結果を見ると、下記のように法律上適正を欠く事例が認められるとともに、都道府県等の精神科病院に対する指導が必ずしも十分ではないと思われる状況も見受けられた。

(主な指摘事項)

- ・月別病床利用率が100%を超えている病院がある
- ・医療従事者（常勤指定医を含む。）の不足
- ・都道府県等の精神科病院に対する実地指導が不十分
- ・新規措置入院者の入院3か月の実地審査が不十分
- ・措置入院患者及び医療保護入院者の定期病状報告、医療保護入退院届けの遅延
- ・応急入院制度の運用が不適切
- ・退院等の請求の審査結果通知の遅延
- ・社会復帰施設に対する指導監査が不十分

これらに適切に対応するため、福祉及び医療の各関係部局が連携した対応を図るとともに、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日障第113号、健政発第232号、医薬発第176号、社援第491号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、健康政策局長、医薬安全局長、社会・援護局長通知）等に基づく、適正かつ効果的な実地指導を実施し、人権に配慮した適正な精神医療の確保及び入院者の適切な処遇の確保が図られたい。

3 平成24年度厚生労働省障害保健福祉行政事務指導監査実施計画等について

(1) 障害者自立支援法に基づく指導監査

厚生労働省における障害者自立支援業務実地指導は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの給付事務等の状況、都道府県が行う障害福祉サービス事業者等の指定事務及び指導監査並びに市町村に対する助言等の状況を対象として実施する。

また、都道府県が行う市町村に対する指導助言等の実施状況等を確認するため、市町村において支給事務等の実地検証を行うこととしている。

なお、障害者自立支援業務実地指導については、(別紙)により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

(実地指導の主な項目)

- 都道府県
 - ア 都道府県における指導体制及び指導実施状況
 - イ 市(区)町村に対する指導状況等
 - ウ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査状況等
 - エ 指定障害福祉サービス事業者等の指定事務等
 - オ 自立支援給付支給事務等の事務処理状況 等
- 市(区)町村
 - ア 自立支援給付支給事務等の事務処理状況
 - イ 指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査状況 等

(2) 特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査

厚生労働省における特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査は、特別児童扶養手当支給事務の実施状況、特別児童扶養手当提出事務に係る市(区)町村への指導監査の実施状況及び特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況を対象として実施する。

また、市(区)においては、特別児童扶養手当提出事務及び特別障害者手当支給事務に係る実地検証を行うこととしている。

なお、特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務に関する指導監査については、(別紙)により実施することとしているので、特段のご協力をお願いしたい。

(指導監査の項目)

- 都道府県
 - ア 特別児童扶養手当支給事務実施状況
 - イ 特別児童扶養手当提出事務に係る市(区)町村への指導監査実施状況
 - ウ 特別障害者手当等支給事務に係る管内実施機関への指導監査実施状況
- 市(区)
 - ア 特別児童扶養手当提出事務の処理状況
 - イ 特別障害者手当等認定支給事務の処理状況

(3) 精神保健福祉法関係行政事務指導監査

ア 指導監査の実施について

厚生労働省が都道府県・指定都市を対象に実施している精神保健福祉法関係行政事務指導監査については、平成24年度においても公衆衛生関係行政事務指導監査として、(別紙)の計画により実施することとしているので、対象都道府県等においては、特段のご協力をお願いしたい。

また、平成24年度も当該指導監査の際に、精神科病院入院者の人権確保、適正な医療及び保護の観点から、精神科病院に対する実地指導の実地検証を併せて行う場合があるので、指導監査が円滑に実施できるように特段のご配慮をお願いしたい。

イ 提出資料の作成等について

指導監査の実施に当たっては、毎年度、都道府県等における事業の実施状況について事前に資料の提出をお願いしているところであり、提出資料の作成に当たっては、期限(指導監査実施時期の60日前)までに提出されるようお願いする。

精神科病院の実地検証を行う都道府県等においては、事前資料を確認し実地検証を行う病院を決定するので、検証病院の資料については指導監査実施時期の30日前までには提出されるよう併せてお願いする。

なお、「厚生労働行政総合情報システム」(<http://www.wish.mhlw.go.jp/>)に平成24年度の提出資料の様式を掲載することとしているので活用されたい。

ウ 指導監査重点事項について

平成24年度の指導監査においては、以下の事項を重点事項として実施することとしている。

(ア) 精神科病院の状況

(指定病院の指定基準の遵守状況、病床の利用状況、医療従事者の充足状況)

(イ) 精神科病院の実地指導及び実地審査状況

(実地指導・実地審査要綱等の整備状況、実地体制及び実施状況、結果の処理状況、措置入院者・医療保護入院者に対する実施状況、医療監視部局との連携状況)

(ウ) 措置入院及び医療保護入院に係る事務処理状況

(通報等に対する調査・診察等の状況、移送手続きの状況、要措置者の入院先の選定状況、定期病状報告の状況、緊急措置入院の状況、費用徴収の状況、医療保護入退院届出の状況、応急入院の状況、特例措置の状況)

(エ) 精神医療審査会の状況

(審査会の開催・運営状況、退院請求・処遇改善請求等の処理状況)

(オ) 精神医療費の公費負担事務処理状況

(連名簿・診療報酬明細書の審査点検状況)

(カ) 精神科病院に対する実地指導等の実地検証

障害者自立支援業務実地指導実施計画 (案)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [9] 群馬県 東京都 神奈川県 山梨県 愛知県 大阪府 奈良県 広島県 福岡県	(注) 市(区)町村の選定については、後日通知するものとする。

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等支給事務指導監査実施計画(案)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [7] 栃木県 埼玉県 新潟県 島根県 山口県 愛媛県 鹿児島県	(注) 市(区)の選定については、後日通知するものとする。

公衆衛生関係行政事務指導監査実施計画 (案)

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係)

実施期間	自治体名	備考
別途通知する。	(都道府県) [16] 北海道 秋田県 千葉県 東京都 新潟県 富山県 石川県 福井県 静岡県 広島県 徳島県 愛媛県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 (指定都市) [7] さいたま市 川崎市 相模原市 浜松市 名古屋市 広島市 福岡市	(注) 精神科病院の実地検証を併せて実施する自治体については、追って連絡することとしている。